

阿南町森林整備変更計画

令和4年4月1日 変更

計画期間 自 平成30年4月 1日
至 令和10年3月31日

長野県
阿南町

森林法（昭和 26 年 6 月 26 日付け 法律第 249 号）に基づき、阿南町森林整備計画を変更する。

なお、阿南町森林整備計画の変更は、令和 4 年 4 月 1 日にその効力を生ずるものとする。

【変更理由及び内容】

- 立木の伐採（主伐）の留意事項の追加
- 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準の追加
- 特に効率的な施業が可能な森林の区域の新設
- 公益的機能別施業森林の区域及び施業の方法の変更

変更の理由

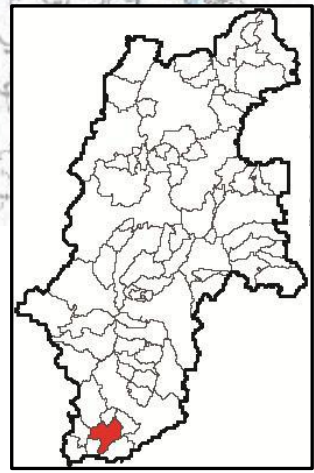
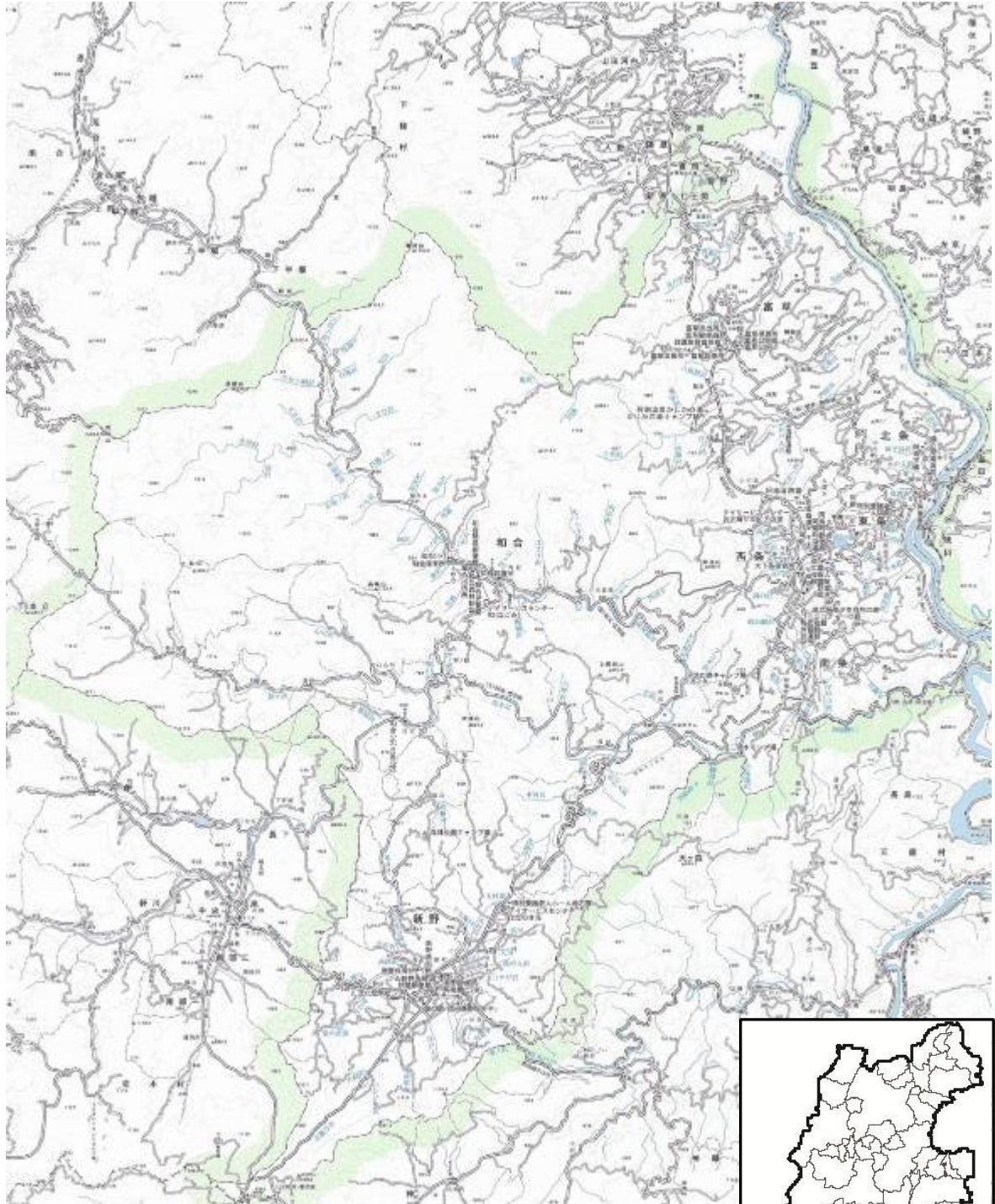
阿南町では、総合的かつ計画的な防災対策の一環として、「阿南町地域防災計画」等に基づく災害に強い安全な町土の形成に取り組んでおり、中でも山地災害については、その発生を防止するため、適切な森林の造成及び維持を図ることとしています。

今回、「木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」に指定されている森林の一部について、「土地に関する災害の防止及び土壌の保全機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」に指定するとともに、主伐の時期を「標準伐期齢」から「標準伐期齢のおおむね 2 倍以上」に変更することで、適切な施業上の制約を設けることにより、山地災害防止/土壌保全機能の確保、向上を図ります。

また、当該変更を行った森林については、引き続き木材を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、木材需要に応じた樹種、径級の材木を生育させるための適切な造林及び間伐等の森林整備を推進しつつ、主伐に際しては、Ⅱの第 1 の 2 に掲げた主伐に関する事項の遵守とともに、Ⅱの第 2 の 3 で「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」に指定されている森林については適切な再造林を指導します。

市町村位置図

阿南町



目 次

I 基本的事項	頁
1 森林整備の現状と課題	1
(1) 地域の概況	
(2) 森林・林業の現状	
(3) 森林・林業の課題	
2 森林整備の基本方針	7
(1) 地域の目指すべき森林資源の姿	
(2) 計画期間内で特に森林・林業に関し取り組むこと	
3 森林施業の合理化に関する基本方針	8
II 森林の整備	
第1 森林の立木竹の伐採(間伐を除く)	9
1 樹種別の立木の標準伐期齢	9
2 立木の伐採(主伐)の標準的な方法	9
3 その他	11
第2 造林	13
1 人工造林	13
(1) 対象樹種	
(2) 方法	
(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間	
2 天然更新	14
(1) 対象樹種	
(2) 方法	
(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間	
3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項	17
4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準	17
(1) 造林の対象樹種	
(2) 生育し得る最大の立木の本数	
5 その他	17

第3 間伐及び保育	18
1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	18
(1) 主要樹種別の間伐を実施すべき林齢	
(2) 間伐の標準的な方法	
2 保育の種類別の標準的な方法	20
3 その他	20
第4 公益的機能別施業森林及び木材生産機能維持増進森林	21
1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法	21
(1) 水源涵養機能維持増進森林	
(2) 山地災害防止/土壌保全機能維持増進森林	
2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法	22
(1) 区域の設定	
(2) 森林施業の方法	
第5 委託を受けて行う森林施業又は経営の実施の促進	26
1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	26
2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	26
3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	26
4 森林経営管理制度の活用に関する事項	26
第6 森林施業の共同化の促進	27
1 森林施業の共同化の促進に関する方針	27
2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	27
3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	27
第7 作業路網その他の森林整備に必要な施設	28
1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システム	28
2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域	28
3 作業路網の整備	28
(1) 基幹路網	
(2) 細部路網	
第8 その他	31
1 林業に従事する者の養成及び確保	31
2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進	31
3 林産物の利用促進のために必要な施設の整備	31

III 森林の保護	
第1 鳥獣害の防止	32
1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	32
(1) 区域の設定	
(2) 鳥獣害の防止方法	
2 その他	32
第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護	32
1 森林病虫害の駆除及び予防の方法	32
2 鳥獣害対策の方法(第1に掲げる事項を除く)	33
3 林野火災の予防の方法	33
4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	33
IV 森林の保健機能の増進	
1 保健機能森林の区域	34
2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法	34
3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備	34
V その他森林の整備に必要な事項	
1 森林経営計画の作成	35
2 生活環境の整備	35
3 森林整備を通じた地域振興	35
4 森林の総合利用の推進	35
5 住民参加による森林の整備	36
6 森林経営管理制度に基づく事業	36
7 その他必要な事項	36
【計画策定の経過】	38
VI 参考資料	
1 人口及び就業構造	39
2 土地利用	39
3 森林転用面積	39
4 森林資源の現況等	40
5 計画期間内において間伐を実施する必要があると認められる森林の所在	40
6 市町村における林業の位置付け	40
7 林産物の生産概況	40
8 森林経営管理制度による経営管理権の設定状況	40

I 基本的事項

1 森林整備の現状と課題

(1) 地域の概況

◇位置(阿南町役場)

東経 137° 48' 58" 北緯 35° 19' 24" 海拔 507m

◇面積

123.07km² (東西 15.5km、南北 18.2km)

◇土地の地目別面積<平成29年3月31日現在>

田	畑	宅地	山林	その他
4.05k m ²	3.34k m ²	1.77k m ²	104.38k m ²	9.53 k m ²

◇気象(平成29年中、長野県飯田地域気象観測所)

平均気圧	気温			年間総降水量	風速平均	湿度平均
	平均	最高	最低			
952.4hpa (現地気圧)	12.7℃	34.9℃	-8.5℃	1,589 mm	2.5m/s	71%

◇地形・地質

阿南町は、本州の中央に位置する南アルプスと中央アルプスに挟まれた、太平洋に注ぐ天竜川の右岸にあり、長野県の最南端である下伊那郡の南部にあり、東海地方に向け開かれた位置にあります。

東は、天竜川を隔てて泰阜村、西は、阿智村・平谷村・売木村、南は天龍村と、愛知県豊根村、北は下條村と接し、東西 15.5km、南北 18.2km、総面積は約 123.07k m²の町です。

町の主要道路は飯田市と愛知県豊橋市を結ぶ国道 151 号で、古くは遠州街道と呼ばれ、町の真ん中を南北に縦断しています。新野地区で売木村や天龍村へ通じる国道 418 号と交差しています。

標高は、315m から 1,664m におよび、起伏の多い傾斜地に 56 の集落が点在する山間地域です。天竜川流域には第三起層が広く分布し、サメの歯に代表される化石が産出されています。

(2) 森林・林業の現状

① 地域の森林資源

阿南町の森林面積は 10,438ha で、総面積の 85%を占めています。民有林面積は 10,154ha で、そのうちヒノキを主体とした人工林の面積は 4,672ha であり人工林率は 46%となっています。人工林は 50 年生以上の林分が6割を占めており、今後、現状に合った森林施業を適正に実施していくことが重要です。

【人天別森林資源表】

単位:面積 ha、蓄積^{m³}

民国別	資源量	人工林			天然生林				合計			
		針葉樹	広葉樹	計	針葉樹	広葉樹	未立木地等	計	針葉樹	広葉樹	未立木地等	計
民有林	面積	4,647.48	24.45	4,671.93	750.75	4,562.33	169.12	5,482.20	5,398.23	4,586.78	169.12	10,154.13
	蓄積	1,131,388	1,465	1,132,853	183,133	502,210		685,343	1,314,521	503,675		1,818,196
国有林	面積	236.84	6.24	243.08			40.29	40.29	236.84	6.24	40.29	283.37
	蓄積	36,059	1,281	37,340					36,059	1,281		37,340
合計	面積	4,884.32	30.69	4,915.01	750.75	4,562.33	209.41	5,522.49	5,635.07	4,593.02	209.41	10,437.50
	蓄積	1,167,447	2,746	1,170,193	183,133	502,210		685,343	1,350,580	504,956		1,855,536

注) 「未立木地等」は、未立木地、伐採跡地、竹林、崩壊地、岩石地及び施設敷を含みます。

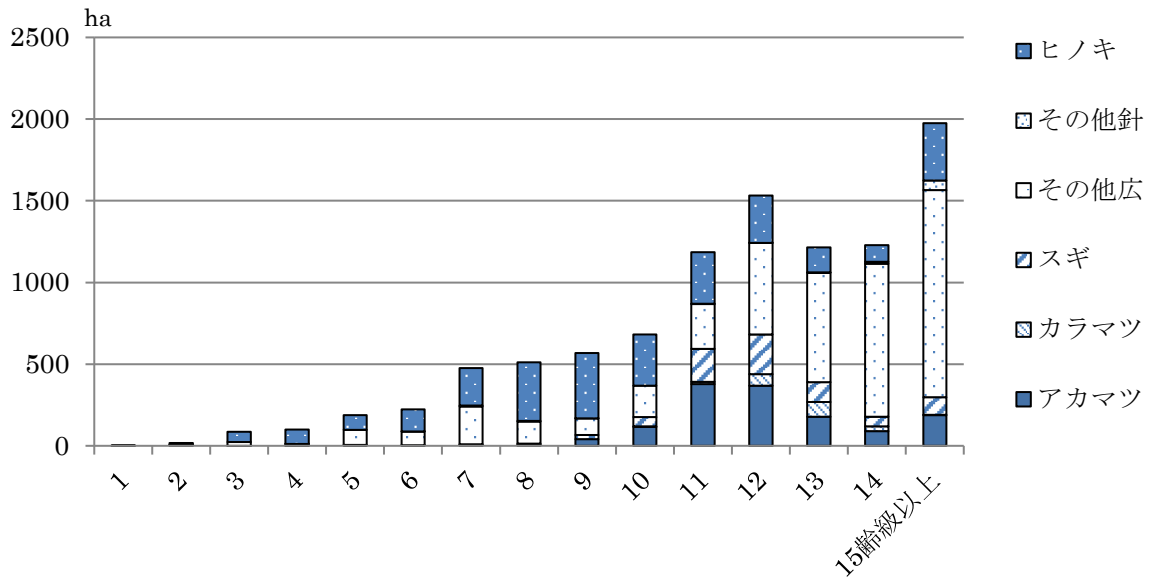
民有林の人工林割合 面積 46% 蓄積 62%

【民有林の樹種別構成表】

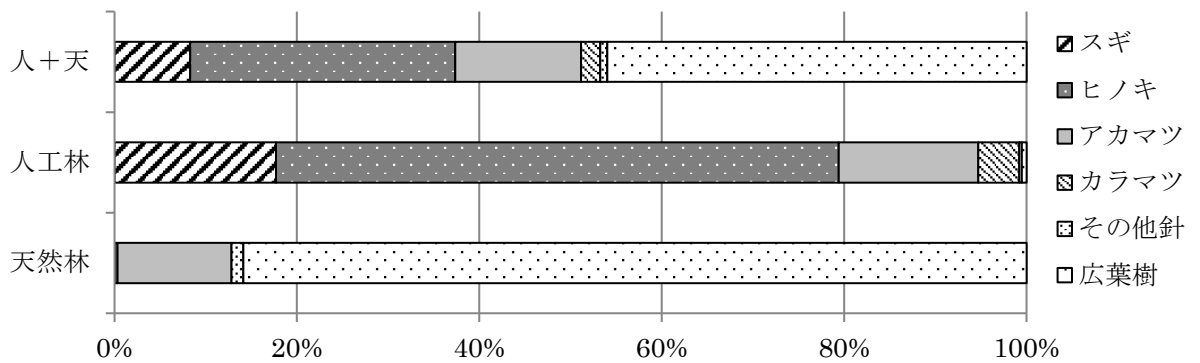
樹種	面積 (ha)	面積 (ha)		蓄積 (m ³)		
		比率	計画区内比率	比率	計画区内比率	
アカマツ	1,378.83	14%	3%	320,521	17%	3%
カラマツ	209.65	2%	0%	58,140	3%	0%
スギ	828.47	8%	6%	286,969	16%	6%
ヒノキ	2,899.19	29%	9%	631,814	35%	9%
その他針	82.09	1%	1%	17,077	1%	1%
広葉樹	4,586.78	46%	5%	503,675	28%	6%
計	9,985.01	100%	-	1,818,196	100%	-

注) 「比率」は、当該市町村の森林に占める樹種の割合です。「計画区内比率」は、伊那谷地域森林計画区内の樹種ごとに占める割合です。

【人工林・天然林別の年齢別構成グラフ】



【樹種別の面積内訳】



② 森林の所有形態

民有林の所有形態は、公有林が6%、私有林が94%となっています。

個人有林の規模は1戸あたり3.4haで県平均の倍ですが、その内訳は1ha以下の零細所有者が全体の半分以上を占めています。

【民有林の所有形態】

所有形態別		面積		蓄積	
		ha	割合	m3	割合
公有林	県	177.87	2%	25,345	2%
	市町村	394.57	4%	95,343	5%
	計	572.44	6%	120,688	7%
私有林	集落有林	114.48	1%	21,414	1%
	団体有林	1427.32	14%	205,573	11%
	個人有林	7091.99	70%	1,306,958	72%
	その他	947.90	9%	163,563	9%
	計	9581.69	94%	1,697,508	93%
合計		10154.13	100%	1,818,196	100%

③ 林業労働の現状

平成 28 年度末の林業事業体は、森林組合が2組合あります。林業機械の配備を進めてきましたが、森林施業の合理化のためには高性能林業機械の導入が不可欠です。

【事業体別林業従事者数(平成 28 年度末)】

区 分	組合・事業者数	従業者数(人)		備 考
			うち作業員数(人)	
森林組合※	2	199	132	飯伊森林組合 和合森林組合
製材業	1	2		
合 計	3	201	132	

(※森林組合は、飯伊森林組合全体の数量と和合森林組合の数量を記載)

【林業機械等設置状況(平成 28 年度末)】

単位：台数

機 械 名	森林組合※	会社	個人	その他	計
集材機	14				14
モノケーブル	0				0
リモコンウインチ	0				0
自走式搬器	14				14
運材車	0				0
ホイールトラクタ	0				0
動力枝打機	1				1
トラック	6				6
グラップルクレーン	0				0
フェラーバンチャ	0				0
スキッド	0				0
プロセッサ	2				2
グラップルソー	0				0
ハーベスタ	0				0
フォワーダ	2				2
タワーヤーダ	1				1
スイングヤーダ	2				2
合 計	42	0	0	0	42

(※森林組合は和合森林組合と飯伊森林組合全体の数量)

④ 林内路網の整備状況

阿南町の林道は22路線、延長59.8kmで、すべて管理主体は阿南町です。

引き続き森林施業を推進していくためには、林道や作業道等林内路網の整備が極めて重要です。

【路網整備状況(平成28年度末)】

区分	路線数	延長		密度	
			うち舗装		
基幹路網	公道		10.1km	10.1km	20.1m/ha
	林道	22路線	59.8km	36.1km	6.1m/ha
	林業専用道	路線	km	km	m/ha
	計		km	km	m/ha
森林作業道		116路線	41.3km	km	4.1m/ha
合計		路線	km	km	m/ha

⑤ 保安林の配備、治山事業の実施状況

老朽化した治山施設の機能強化を図り、下記事業を実施します。

【保安林配備状況】

保安林種	面積	民有林に占める割合
水源かん養保安林	1,525.60ha	15.1%
土砂流出防備保安林	1,869.61ha	18.5%
土砂崩壊防備保安林	26.56ha	0.3%
防風保安林	ha	%
水害防備保安林	ha	%
干害防備保安林	56.03ha	0.6%
落石防止保安林	1.23ha	0.0%
保健保安林	54.20ha	0.5%
風致保安林	2.39ha	0.0%
合計	3,535.62ha	35.0%

長野県林務部森林づくり推進課業務資料(平成29年10月1日現在)

【治山事業実施状況】

事業名	地区名	計画期間	主な工種
治山施設機能強化	和合、新野	平成 30～33 年	谷止工補修(増厚・嵩上げ)4基



- ⑥ 地域の取り組み状況
特になし

(3) 森林・林業の課題

木材価格の低迷により林家の森林整備意欲が低下し、保育施業が十分に行き届かない状況にあります。また、10 齢級を超える林分でも標高の高い地域では成長が遅いため、今後も間伐を中心とした保育施業の推進が必要となっています。

当町では原木シイタケ栽培が盛んで、乾しいたけは町の特産品になっています。今後は高品質の原木きのこ生産を継続するための高い技術力の伝承や、原木の安定供給体制の整備が重要です。

2 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

地域の目指すべき森林資源の姿と、その目指す姿に誘導する森林整備の基本的な考え方及び施業の方法は、伊那谷地域森林計画の「【表 2-1】 森林の有する機能ごとの森林整備及び保全の基本方針」に即すこととします。

【森林の有する機能ごとの森林整備及び保全の基本方針】

森林の有する機能	森林整備及び保全の基本方針	望ましい森林の姿
かん 水源涵養	<p>県民生活に必要な良質な水の安定供給を確保する観点から、次の施業を基本とする。</p> <p>①林内が暗く下層植生の乏しい森林は、林内の光環境の改善による下層植生の生育促進と樹木の根を発達させるため、間伐を実施する。</p> <p>②健全な森林土壌の維持のため、適切な保育・間伐を実施する。</p> <p>③不成績造林地は、植栽により浅根性と新根性の樹種を組み合わせ配置し、森林土壌の粗大空隙を発達促進させる。</p> <p>④主伐による裸地は、早期に縮小及び分散を図る。</p> <p>⑤奥地水源林等の人工林における針広混交の育成複層林化など天然力も活用した施業を実施する。</p> <p>なお、利水施設等重要な水源の上流の森林は、水源かん養保安林への指定、市町村における公的管理を推進する。</p>	<p>①粗大孔隙の大きな森林土壌を持つ森林</p> <p>②階層構造が発達し、他樹種が混交する森林</p> <p>③齢級の高い森林</p> <p>④林床が下層植生や落葉落枝に覆われた森林</p>
山地災害防止/ 土壌保全	<p>災害に強い県土を形成する観点から、「災害に強い森林づくり指針」(森林の土砂災害防止機能に関する検討委員会編)に即した施業を基本とする。</p> <p>施設整備等が必要な森林は、保安林に指定し治山事業による整備を推進する。</p>	<p>①根系が広く深く発達し、土壌を保持する能力に優れた森林</p> <p>②樹冠が適度にうっ閉している森林</p> <p>③林床が下層植生や落葉落枝</p>
快適環境形成	<p>地域の快適な生活環境を保全する観点から、次の施業を基本とする。</p> <p>①樹種の多様性を増進する施業。</p> <p>②着葉量を維持するための適切な保育・間伐等</p> <p>快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。</p>	<p>①樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高い森林</p> <p>②諸被害に対する抵抗性が高い森林</p>
保健・ レクリエーション	<p>県民に憩いと学びの場を提供する観点から、広葉樹等多様な樹種の導入を図る。</p> <p>保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。</p>	<p>①多様な樹種等からなり、自然とのふれあいの場として適切に管理され、住民等に憩いと学びの場を提供している森林</p> <p>②必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林</p>
文 化	<p>潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を実施する。</p> <p>風致のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。</p>	<p>①史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林</p> <p>②必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林</p>
生物多様性保全	<p>森林生態系の不確実性を踏まえ、様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置された森林を目指す。</p> <p>森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全する。また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進する。</p>	<p>①原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林</p> <p>②陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林</p>

<p>木材生産機能 維持増進</p>	<p>木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、木材需要に応じた樹種、径級の材木を生育させるための適切な造林及び間伐等の森林整備を実施するとともに、将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行う。</p> <p>その上で、地域の木材集積施設や木材加工施設、信州F・POWERプロジェクトによる木材加工施設等への原木供給体制を整備する。</p> <p>「長野県林内路網整備指針」に基づき、林道や作業路等の整備を積極的に進める。</p>	<p>木材需要側の要望に応えられる、森林経営計画の樹立、路網整備などが進められ、木材の供給体制の整った森林</p>
------------------------	--	---

注) 全国森林計画の「第1表 森林の有する機能ごとの森林整備及び保全の基本方針」と併せたものをそれぞれの方針とします。

(2) 計画期間内で特に森林・林業に関し取り組むこと

全域で水源涵養機能を重視した森林整備を行います。新野地区ではさらに、木材生産機能や景観に配慮した森林整備を行います。

ア 多面的機能を発揮できる森林づくり

適切な森林整備や計画的な森林資源の利用を進め、公益的機能のうち重視される機能に応じた効率的な森林づくりを推進します。

林業事業者が実施する国県補助事業への嵩上げ補助による森林整備を促進するとともに、必要な林道等の機能維持と安全通行の確保を図ります。

森林税活用事業である「みんなで支える里山整備事業」については、防災・減災の観点から山地災害の危険性が高い個所を優先的に整備します。

イ 持続的な森林経営の推進

森林所有者や林地境界に関する情報を整理した林地台帳を整備することで、森林施業の集約化を促進します。

計画的な間伐の推進と木材搬出による持続可能な森林経営を実現するため、路網の整備と共に高性能林業機械の導入を進め、作業効率の改善や生産性の向上による林業の低コスト化を図ります。

ウ 森林整備の理解の促進

将来の森林保全を担う子供たちや企業などに森林体験の機会を設け、森林整備への理解を深めます。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

森林管理署、県、町、森林所有者、森林組合等林業関係者及び木材産業関係者の間で相互に合意形成を図りつつ、地域一体となって集約化を進めるとともに、集約化した森林は、確実に森林経営計画を立てることとし、持続的な森林経営を推進します。

また、林業従事者及び後継者の育成・確保、作業路網の整備など林業関係者等が一体となって、長期目標に立った諸施策を計画的に実行します。

II 森林の整備

第1 森林の立木竹の伐採(間伐を除く)

伊那谷地域森林計画で定める指針に基づき、伐採に関する事項を以下のとおり定めます。

1 樹種別の立木の標準伐期齢

標準伐期齢は、平均成長量が最大となる年齢を基準に下表のとおり定めます。

なお、標準伐期齢は地域を通じた立木の伐採(主伐)の時期に関する指標として定めるものですが、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すためのものではありません。

【樹種ごとの標準伐期齢等】

区分	樹種	標準伐期齢	伐期の延長を推進すべき森林の伐期齢	長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢
針葉樹	カラマツ	40年	50年以上	おおむね80年以上
	アカマツ	40年	50年以上	おおむね80年以上
	ヒノキ	45年	55年以上	おおむね90年以上
	スギ	40年	50年以上	おおむね80年以上
	その他針葉樹	60年	70年以上	おおむね120年以上
広葉樹	クヌギ	15年	25年以上	おおむね30年以上
	ナラ類	20年	30年以上	おおむね40年以上
	ブナ	70年	80年以上	おおむね140年以上
	その他広葉樹	20年	30年以上	おおむね40年以上

2 立木の伐採(主伐)の標準的な方法

主伐については、あらかじめ伐採後の適切な更新の方法を定め、伐採を行うものとし、特に伐採後の更新を天然更新による場合は、天然稚樹の育成状況、母樹となる木の保存、種子の結実周期、野生鳥獣害の有無等を考慮することとします。

主伐方法の選択にあたっては、更新方法及び成林の可否、並びに必要な初期保育施業までの費用負担等を総合的に検討することとします。

【主伐の区分】

区分	主伐の方法の内容
皆伐	択伐以外のもの。

択 伐	<p>伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として、伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものとする。</p> <p>なお、ここで択伐とは、材積による択伐率が 30%以下の択伐をいう。(伐採後の造林を人工植栽による場合は、40%以下の択伐率。)</p>
-----	---

【主伐の留意事項】

区 分	留 意 事 項
共通事項	<ol style="list-style-type: none"> ① 伐採跡地が連続しないように、伐採跡地間には周辺森林の成木の樹高程度の幅(20m以上)を確保する。 ② 立地条件により人工造林及び天然更新に相当の時間が必要な地域(例えば、標高が高い地域、積雪が多い地域等)は、大規模な伐採を避けるとともに、更新が完了するまで隣接地での伐採は行わない。 ③ 森林の公益的機能を保全するため必要がある場合には、所要の保護樹林帯を設置することとする。 ④ 伐採後の更新が天然更新により行われる場合は、前生樹の発生状況や母樹の配置等に配慮すること。 ⑤ 伐採後の更新がぼう芽更新により行われる場合は、萌芽が難しい夏季の伐採は避けるとともに、良好な光条件を確保するため、根株に枝条等を集積して被覆しないこと。 ⑥ 更新のための造林に対して補助金を受けるためには、あらかじめ森林経営計画の認定を受けておく必要がある。
皆 伐	<ol style="list-style-type: none"> ① 原則として傾斜が急な所、風害・雪害の気象害がある所、獣害の被害が激しいところは避け、確実に更新が図られるところで行うものとする。 ② 一箇所当たりの皆伐の上限面積は、20ha を超えないものとする。なお、出来るだけ小面積になるよう計画するものとする。 ③ 隣接する伐採跡地との間には、幅 20m以上(周辺森林の成木が 20mを超える場合は、樹高程度以上)の保残帯を設けること。 ④ ②、③に関わらず、気候、地形、土壌等の自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、伐採面積及び伐採区域のモザイク的配置に配慮すること。 ⑤ 次の土地に隣接する森林は、防災上の観点から 20m程度の緩衝帯を残すよう心掛けること。 河川、溪流沿いの水辺環境、耕作地 人家、工場等建造物、幹線道路、鉄道

択 伐	<p>① 群状伐採にあつては、一箇所当たりの伐区面積は 0.05ha 未満とし、隣接する伐区との間は、20m以上離れていること。</p> <p>② 帯状伐採にあつては、伐採する帯の幅は、10m未満とし、隣接する伐採帯との間は、20m以上離れていること。</p> <p>③ 森林の有する多面的機能の維持増進が図られる林分構成となるよう、一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によることとする。</p>
-----	---

なお、立木の伐採に当たっては、以下のアからオまでに留意することとします。

ア 森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保残等に努めること。

イ 森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することがないように、伐採跡地間の距離として、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保すること。

ウ 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定めその方法を勘案して伐採を行うものとする。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮すること。

エ 林地の保全、雪崩、落石等の防止、風害等の各種被害の防止、風致の維持等のため、溪流周辺や尾根筋等に保護樹帯を設置すること。

オ 上記ア～エに定めるものを除き、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」(令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知)のうち、立木の伐採方法に関する事項を踏まえること。

また、集材に当たっては、林地の保全等を図るため、伊那谷地域森林計画第4の1(3)で定める「林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法」に適合したものとするとともに、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」(令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知)を踏まえ、現地に適した方法により行うこととします。

3 その他

主伐が実施された場合、更新状況を下記のとおり確認します。

【更新の確認時期】

主伐の届出	更新方法	確認時期	確認者
伐採及び伐採後の造林の届出書	人工造林	伐採終了年度の翌年度の初日から2年を経過する日までの期間に確認する。	市町村
	天然更新	伐採終了年度の翌年度の初日から5年を経過する日までの期間に確認する。	

市町村認定 の森林経営 計画に係る伐 採等の届出 書	人工造林	伐採終了年度の翌年度の初日から2年を経過する日までの期間に確認する。	認定者 (県認定計画は地域振興局、市町村認定計画は市町村)
	天然更新	伐採終了年度の翌年度の初日から5年を経過する日までの期間に確認する。	

確認方法は、「第2 造林」の更新完了の基準及び調査の方法のとおりとします。

(なお、森林所有者等の届出者への指導・助言や確認調査にあたり必要がある場合は、長野県南信州地域振興局の林業普及指導員等の技術的な助言、協力を仰ぐこととします。)

第2 造林

伊那谷地域森林計画で定める指針に基づき、造林に関する事項を下記のとおり定めます。

1 人工造林

(1) 対象樹種

区 分	樹 種 名	備 考
人工造林の対象樹種	スギ	
	ヒノキ	
	アカマツ	
	カラマツ	
	その他針葉樹	
	広葉樹	

(2) 方法

ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

主要樹種の植栽本数は、下表を標準とします。

なお、立地条件、既往の造林方法を勘案し、将来的な施業の方針を明確にすることで植栽本数を決定することができるものとします。

樹 種	仕立ての方法	標準的な植栽本数(本/ha)	備 考
スギ	中庸仕立て	3,000本	
ヒノキ	中庸仕立て	3,000本	
アカマツ	中庸仕立て	3,000本	
カラマツ	中庸仕立て	2,300本	
その他針葉樹	中庸仕立て	3,000本	
広葉樹	中庸仕立て	3,000本	

注) 上記本数を基準とするが、低密度植栽等によるコスト削減の取組や大苗木、コンテナ苗木の特性等を総合的に勘案し植栽本数を決定する。

育成複層林施業における下層木の植栽本数は、上記の基準に伐採率を乗じて得られる本数を目安とし、天然生稚樹の発生状況に応じて調整する。

イ その他人工造林の方法

区 分	標準的な方法
地拵えの方法	伐採木及び枝条等が植栽や保育作業の支障とならないように整理するとともに、林地の保全に配慮すること。
植付けの方法	正方形植えを原則とし、植付けは丁寧植えとする。
植栽の時期	4月～6月中旬までに行うものとする。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

皆 伐	択 伐
伐採終了年度の翌年度の初日から2年を経過する日までの期間。	伐採終了年度の翌年度の初日から5年を経過する日までの期間。

2 天然更新

(1) 対象樹種

天然下種更新樹種一覧表

バッコヤナギ(ヤナギ科)	オノエヤナギ(ヤナギ科)	その他ヤナギ類(ヤナギ科)
サワグルミ(クルミ科)	オニグルミ(クルミ科)	ヨグソミネバリ(ミズメ)(カバノキ科)
ウダイカンバ(カバノキ科)	シラカンバ(カバノキ科)	ダケカンバ(カバノキ科)
ネコシデ(カバノキ科)	ハンノキ(カバノキ科)	ケヤマハンノキ(カバノキ科)
コバノヤマハンノキ(カバノキ科)	ヤハズハンノキ(カバノキ科)	ミヤマハンノキ(カバノキ科)
ヤシャブシ(カバノキ科)	ミヤマヤシャブシ(カバノキ科)	ヒメヤシャブシ(カバノキ科)
オオバヤシャブシ(カバノキ科)	アサダ(カバノキ科)	サワシバ(カバノキ科)
クマシデ(カバノキ科)	イヌシデ(カバノキ科)	アカシデ(カバノキ科)
ブナ(ブナ科)	イヌブナ(ブナ科)	コナラ(ブナ科)
ミズナラ(ブナ科)	アバマキ(ブナ科)	クヌギ(ブナ科)
カシワ(ブナ科)	クリ(ブナ科)	エゾエノキ(ニレ科)
ケヤキ(ニレ科)	フサザクラ(フサザクラ科)	カツラ(カツラ科)
ヒロハカツラ(カツラ科)	タムシバ(モクレン科)	コブシ(モクレン科)
ホオノキ(モクレン科)	ヤマザクラ(バラ科)	カスミザクラ(バラ科)
オオヤマザクラ(バラ科)	ミヤマザクラ(バラ科)	ウワミズザクラ(バラ科)
イヌザクラ(バラ科)	ズミ(バラ科)	ウラジロノキ(バラ科)
ナナカマド(バラ科)	キハダ(ミカン科)	イタヤカエデ(カエデ科)
ウリハダカエデ(カエデ科)	オオモミジ(カエデ科)	ヤマモミジ(カエデ科)
コミネカエデ(カエデ科)	トチノキ(トチノキ科)	シナノキ(シナノキ科)
ナツツバキ(ツバキ科)	ハリギリ(ウコギ科)	コシアブラ(ウコギ科)
ヤマボウシ(ミズキ科)	ミズキ(ミズキ科)	リョウブ(リョウブ科)
オオバアサガラ(エゴノキ科)	コバトネリコ(アオダモ)(モクセイ科)	アカマツ(マツ科)
カラマツ(マツ科)	キタゴヨウ(マツ科)	チョウセンゴヨウ(マツ科)
モミ(マツ科)	ウラジロモミ(マツ科)	シラビソ(マツ科)
オオシラビソ(マツ科)	トウヒ(マツ科)	ツガ(マツ科)
コメツガ(マツ科)	スギ(スギ科)	コウヤマキ(コウヤマキ科)
ヒノキ(ヒノキ科)	サワラ(ヒノキ科)	アスナロ(ヒノキ科)
ネズコ(ヒノキ科)	ネズミサシ(ヒノキ科)	イチイ(イチイ科)

(平成20年1月長野県『災害に強い森林づくり指針』解説を参考としました。)

ぼう芽更新樹種一覧表

区分	樹種	ぼう芽能力がピークとなる根元直径及びその時の平均ぼう芽本数(参考)		ぼう芽の発生するおむねの限界根元直径(参考)
ぼう芽更新樹種	ミズナラ(ブナ科)	20 cm	30 本	50 cm
	コナラ(ブナ科)	10 cm	20 本	40 cm
	クリ(ブナ科)	20 cm	60 本	40 cm
	ホオノキ(モクレン科)	20 cm	20 本	60 cm
	カスミザクラ(バラ科)	10 cm	20 本	40 cm
	イタヤカエデ(カエデ科)	10 cm	20 本	20 cm
	ウリハダカエデ(カエデ科)	10 cm	20 本	40 cm
	※クマシデ(カバノキ科)	10 cm	10 本	20 cm
	※オオモミジ(カエデ科)	10 cm	10 本	50 cm
	※コシアブラ(ウコギ科)	10 cm	10 本	30 cm
	※ミズキ(ミズキ科)	10 cm	10 本	30 cm
	※リョウブ(リョウブ科)	10 cm	10 本	20 cm

※印は、ぼう芽更新はするものの、ぼう芽能力の弱い樹種

(平成 24 年 3 月林野庁計画課編『天然更新完了基準書作成の手引き(解説編)』を参考としました。)

(2) 方法

ア 天然更新の対象樹種別の期待成立本数

樹種	期待成立本数
対象樹種すべて	10,000 本/ha 以上

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

方法	標準的な方法
地表処理	ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所について、種子の確実な定着と発芽を促し、更新樹種が良好に生育できる環境を整備するために地表かき起こし、枝条整理等を行うものとする。
刈出し	ササ、低木、シダ類、キイチゴ類、高茎草本等の競合植物により更新樹種の生存、生育が阻害されている箇所について刈払い等を行うものとする。
植込み	更新樹種の生育状況等を勘案し、天然更新が不十分な箇所に必要な本数を植栽するものとする。

芽かき	ぼう芽更新による場合に、耐陰性の強い樹種では余分な芽をつみ取る芽かきを適宜実施する。
-----	--

ウ その他天然更新の方法

伐採跡地の天然更新の完了を確認する方法は、次の調査方法により行います。(必要な場合は、長野県南信州地域振興局の林業普及指導員等の技術的な助言、協力を依頼します。)

① 更新調査の方法

更新調査は、標本抽出調査及び標準地調査によることとし、調査の信頼度を確保できる範囲で調査区(調査プロット)の数及び面積を設定します。

なお、明らかに更新の判定基準を満たしている場合は、更新の状況が明確に判る写真を撮影して記録し、目視による調査とします。

a 調査区及びプロットの設定

調査地は、対象地の尾根部、中腹部、沢部のそれぞれ1ヶ所以上の標準的箇所を選んで設定します。1調査区の大きさは2(幅)×10(長さ)mの帯状とし、調査区内は長さ方向に5区分(2m×2m×5プロット)とし、調査区の長さ方向は斜面傾斜方向に配置します。

b 調査方法

調査は1プロット毎に所定の樹高以上の稚幼樹の樹種別本数調査を行うものとします。なお、ナラ類などぼう芽更新の場合は株数をもって本数とします。

c 調査の記録

調査を実施した際は、必ず野帳に記録し、写真を撮影して保管します。(また、調査位置は、GPSを利用し位置情報を記録し、森林GISで管理することとします。)

なお、調査記録は、永年保存します。

② 更新の判定基準

区分	内 容
更新すべき立木本数	3,000 本/ha 以上
稚樹高	競合植物の草丈との関係により、伊那谷地域森林計画書の表3-13を参考に判断する。
更新を判定する時期	伐採終了年度の翌年度初日から5年を経過した日までに判定する。 判定日に更新すべき立木本数が不足する場合は、追加の天然更新補助作業行うか、又は不足本数を人工造林し、伐採終了年度の翌年度初日から7年を経過した日までに判定する。

③ 更新成績が不良の場合の対応

更新成績が不良となっている場合(種子の凶作、ササ類の繁茂等)には、速やかに追加的な天然更新補助作業(刈り出し等)又は植栽を実施することとします。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

伐採終了年度の翌年度の初日から5年を経過する日までの期間とします。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

「天然更新完了基準書作成の手引きについて」(平成24年3月30日付け23林整計第365号林野庁森林整備部計画課長通知)の3の3-2の4により、現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲100m以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林を基本とします。

また、ニホンジカ等による食害により、更新することが困難な箇所もあることから、鳥獣害防止対策を検討することとします。

なお、区域内で主伐が行われる場合は、天然林であっても原則、人工造林を計画することとします。

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

森林の区域	面積(ha)	備考
1~87、90、96~175林班	4,674.09	人工林に限る。また、アカマツ、ナラ類、クスギ等の天然更新可能地及び優良下層木の繁茂地を除く。

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

(1) 造林の対象樹種

ア 人工造林の場合

1の(1)によるものとします。

イ 天然更新の場合

2の(1)によるものとします。

(2) 生育し得る最大の立木の本数

天然更新可能地では、対象樹種の立木が5年生の時点で3,000本/ha以上の本数を成立させることとします。

5 その他

(1) 松くい虫の被害地域における伐採跡地の更新の方法

スギ、ヒノキ、カラマツ等の造林地はそれらを植栽することとします。また高木性の有用広葉樹、有用針葉樹が混在している林分は、それらの育成を図ります。

(2) 伐採及び伐採後の届出制度の周知徹底、及び届出書の計画に基づく適切な実施への指導の徹底

伐採跡地の適切な更新を図るため、森林所有者のみならず、森林組合、林業事業者、開発業者、伐採業者にも周知徹底を図ります。

第3 間伐及び保育

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

(1) 主要樹種別の間伐を実施すべき林齢

樹種	施業体系	植栽本数 (本/ha)	間伐を実施すべき標準的な林齢(年)				
			初回	2回目	3回目	4回目	5回目
カラマツ (地位級Ⅰ)	標準	2,300	11 (39%)	16 (39%)	24 (37%)	39 (38%)	58 (-%)
カラマツ (地位級Ⅱ)	標準	2,300	13 (39%)	19 (39%)	29 (37%)	50 (38%)	87 (-%)
カラマツ (地位級Ⅲ)	標準	2,300	15 (39%)	23 (39%)	37 (37%)	76 (38%)	-
カラマツ (地位級Ⅳ)	標準	2,300	19 (39%)	31 (39%)	53 (37%)		-
アカマツ (地位級Ⅰ)	標準	3,000	12 (33%)	18 (31%)	24 (27%)	31 (25%)	40 (25%)
アカマツ (地位級Ⅱ)	標準	3,000	14 (33%)	21 (31%)	28 (27%)	37 (25%)	51 (25%)
アカマツ (地位級Ⅲ)	標準	3,000	15 (33%)	24 (31%)	33 (27%)	47 (25%)	75 (25%)
アカマツ (地位級Ⅳ)	標準	3,000	18 (33%)	29 (31%)	43 (27%)	69 (25%)	-
アカマツ (地位級Ⅴ)	標準	3,000	21 (33%)	38 (31%)	64 (27%)	-	-
ヒノキ (地位級Ⅰ)	標準	3,000	15 (26%)	19 (25%)	24 (33%)	31 (20%)	39 (25%)
ヒノキ (地位級Ⅱ)	標準	3,000	16 (26%)	22 (25%)	28 (33%)	37 (20%)	50 (25%)
ヒノキ (地位級Ⅲ)	標準	3,000	19 (26%)	25 (25%)	35 (33%)	49 (20%)	80 (25%)
ヒノキ (地位級Ⅳ)	標準	3,000	22 (26%)	31 (25%)	47 (33%)	67 (20%)	-
ヒノキ (地位級Ⅴ)	標準	3,000	27 (26%)	44 (25%)	85 (33%)	-	-
スギ(表系) (地位級Ⅰ)	標準	3,000	14 (30%)	18 (32%)	23 (31%)	30 (33%)	40 (33%)
スギ(表系) (地位級Ⅱ)	標準	3,000	16 (30%)	20 (32%)	27 (31%)	36 (33%)	51 (33%)
スギ(表系) (地位級Ⅲ)	標準	3,000	18 (30%)	23 (32%)	32 (31%)	46 (33%)	80 (33%)
スギ(表系) (地位級Ⅳ)	標準	3,000	21 (30%)	27 (32%)	41 (31%)	72 (33%)	-
スギ(表系) (地位級Ⅴ)	標準	3,000	25 (30%)	35 (32%)	64 (31%)	-	-
スギ(裏系) (地位級Ⅰ)	標準	3,000	9 (26%)	13 (35%)	18 (32%)	25 (33%)	34 (34%)
スギ(裏系) (地位級Ⅱ)	標準	3,000	11 (26%)	15 (35%)	22 (32%)	32 (33%)	45 (34%)
スギ(裏系) (地位級Ⅲ)	標準	3,000	13 (26%)	19 (35%)	29 (32%)	44 (33%)	78 (34%)
スギ(裏系) (地位級Ⅳ)	標準	3,000	17 (26%)	25 (35%)	42 (32%)	85 (33%)	-
スギ(裏系) (地位級Ⅴ)	標準	3,000	23 (26%)	39 (35%)	-	-	-

注) ()内は、本数間伐率です。

標準伐期齢以上の林齢においても、必要に応じ間伐を実施することとし、平均的な間伐実施時期の間隔は、次のとおりとします。

区分	平均的な間伐間隔
標準伐期齢未満	10年
標準伐期齢以上	20年

※上表は、森林経営計画における間伐実施量算出の基礎となります。

なお、間伐とは、林冠が隣り合わせた樹木の葉が互いに接して葉の層が地を覆ったようになり、うっ閉(樹冠疎密度が10分の8以上になることをいう。)し、立木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採することをいい、材積に係る伐採率が35%以下であり、かつ、伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内で行うものです。

(2) 間伐の標準的な方法

森林のめざす姿や将来の材の用途等の目標を定め、その目標に向けて間伐を行うものとします。

また、阿南町は人工林率は県平均をやや下回っているが、60年生以下の人工林の林分が多く占めており、間伐が十分に実施されていない状況にあることから、個々の現場及び樹種の状況に合った間伐の方法や、林分の競合状態等に応じた間伐の回数、実施時期、間伐率、間伐木の選定方法その他必要な事項を総合的に検討した上で間伐を実施するものとします。

ア 点状間伐

初回の間伐は、不良な立木(被圧木、曲がり木、傾斜木、被害木、衰弱木、あばれ木、二又木など)を対象とし、間伐率や立木の均等配置を考慮して並の立木も伐採します。

イ 列状間伐

1列伐採、2列残存を標準とします。

2 保育の種類別の標準的な方法

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な林齢及び回数			標準的な方法
		実施時期	実施林齢	回数	
下刈り	全樹種	(1回目) 6月上旬～ 7月上旬 (2回目) 7月下旬～ 8月下旬	2年生～ 10年生	年1～ 2回	<ul style="list-style-type: none"> ① 目的樹種の樹高が、草本植物等の高さの1.5倍になるまで実施する。必要に応じて、年2回実施する。 ② つる植物の旺盛な箇所は、①の高さを超えても継続して実施すること。 ③ ニホンジカ等の食害が懸念される箇所は、全刈りとせず坪刈り・筋刈りとする。 ④ 広葉樹植栽地、天然更新地においては、あらかじめ目立つ色のテープを巻き付けるか竹棒を設置して、誤伐を避ける対策を講ずること。
枝打ち	スギ ヒノキ	11月～5月	11年生～ 30年生	最大8m までに必要な回数	<ul style="list-style-type: none"> ① 人工造林の針葉樹で実施する。 ② 公益的機能別施業森林においては、林内の光環境に応じ、必要に応じて実施する。 ③ 木材生産機能維持増進森林においては、無節で完満な良質材を生産する場合に実施する。 ④ 将来明らかに間伐する立木の枝打ちは行わず、労力の軽減を図ること。 ⑤ 全木枝打ちは、林内環境が激変することから気象害に遭うおそれがあるため、極力避けること。
除伐	全樹種	5月～7月 (9月～3月)	11年生～ 25年生	1回～ 2回	<ul style="list-style-type: none"> ① 目的樹種の生長を阻害する樹木等を除去するために行う。 ② 更新樹種の生育に支障とならない樹木は、残すことが望ましい。
つる切り	全樹種	6月上旬～ 7月上旬	11年生～ 30年生	必要に応じて 2～3回	枝打ち、除伐と並行して実施することが望ましい。

3 その他 該当なし

第4 公益的機能別施業森林及び木材生産機能維持増進森林

公益的機能別施業森林の区域は、森林の有する機能のうち、水源涵養機能、山地災害防止機能/土壌保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能及び生物多様性保全機能の高度発揮が求められており、これらの公益的機能の維持増進を図るための森林施業を積極的かつ計画的に実施することが必要かつ適切と見込まれる森林の区域について、次のとおり基準を設定します。木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域については、林木の生育が良好な森林で地形、地利等から効率的な森林施業が可能な森林の区域について設定します。このうち、林地生産力や傾斜等の自然的条件、林道等からや集落からの距離等の社会的条件を勘案し、森林の一体性も踏まえつつ、得に効率的な森林施業が可能な森林の区域について設定します。

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 水源涵養機能維持増進森林

ア 区域の設定

当該森林の区域を別表1に定めます。

イ 森林施業の方法

以下の伐期齢の下限に従った森林施業を推進すべき森林の区域を別表1に定めます。

区域	樹 種								
	カラマツ	アカマツ	ヒノキ	スギ	その他 針葉樹	クヌギ	ナラ類	ブナ	その他 広葉樹
水源涵養機能維持増進森林	50年	50年	55年	50年	70年	25年	30年	80年	30年

(2) 山地災害防止/土壌保全機能維持増進森林

ア 区域の設定

当該森林の区域を別表2に定めます。

イ 森林施業の方法

以下の伐期齢の下限に従った森林施業を推進すべき森林の区域を別表2に定めます。

【長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限】

区域	樹 種								
	カラマツ	アカマツ	ヒノキ	スギ	その他 針葉樹	クヌギ	ナラ類	ブナ	その他 広葉樹
アの①から④の森林	おおむね 80年	おおむね 80年	おおむね 90年	おおむね 80年	おおむね 120年	おおむね 30年	おおむね 40年	おおむね 140年	おおむね 40年

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 区域の設定

当該森林の区域を別表3に定めます。また、特に効率的な施業が可能な森林の区域を別表4に定めます。

(2) 森林施業の方法

下表に即し、適切な造林、保育、間伐等を推進します。また、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進します。

なお、公益的機能別施業森林と重複する場合は、その施業の方法によるものとします。

また、特に効率的な施業が可能な森林の区域のうち、人工林については、原則として、皆伐後には植栽による更新を行うこととします。

施業種	施 業 の 方 法	
植 栽	主伐の実施後5年経過しても更新が図られていない場合、期待成立本数に10分の3を乗じた本数に不足する本数を植栽する。	
間 伐	おおむね5年後に樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが見込まれる森林において行う立木材積の35%以内の伐採とする。	
主 伐	林 齢	標準伐期齢以上
	伐採方法	皆伐を行う場合は、伐採跡地の面積が連続して20haを超えないこと。
		伐採後の造林を天然更新(ぼう芽更新を除く。)による場合は、伐採率70%以下の伐採とする。
伐採立木材積	伐採材積が年間成長量に100分の120を乗じて得た値(カマルタキセ式補正)に相当する材積に5を乗じて得た材積以下とする。	

【別表1】

区分	施業の方法	森林の区域	面積 (ha)
水源 涵養機能維持増進森林 かん	伐期の延長を推進すべき森林	1い, 1ろ, 1は, 1に, 1ほ, 2い, 2ろ, 2は, 2に, 3い, 3ろ, 3は, 3に, 3ほ, 3へ, 4い, 4ろ, 4は, 4に, 4ほ, 5い, 5ろ, 5は, 6い, 6ろ, 6は, 6に, 6ほ, 6へ, 6と, 7い, 7ろ, 7は, 7に, 7ほ, 7へ, 7と, 7ち, 7り, 7ぬ, 8い, 8ろ, 9い, 9ろ, 9は, 9に, 9ほ, 9へ, 9と, 9ち, 9り, 10い, 10ろ, 11い, 11ろ, 11は, 11に, 11ほ, 11へ, 11と, 11ち, 11り, 11ぬ, 12い, 13い, 13ろ, 13は, 13に, 13ほ, 14い, 14ろ, 15い, 15ろ, 15は, 15に, 16い, 16ろ, 16は, 16に, 16ほ, 16へ, 17い, 17ろ, 17は, 17に, 17ほ, 17へ, 17と, 17ち, 17り, 18い, 18ろ, 18は, 19い, 20い, 20ろ, 20は, 20に, 20ほ, 21い, 21ろ, 21は, 22い, 22ろ, 22は, 22に, 22ほ, 23い, 23ろ, 23は, 23に*, 23ほ*, 24い, 24ろ, 24は, 24に, 25い, 25ろ, 25は, 26い, 26ろ, 26は, 26に, 26ほ, 27い, 27ろ, 27は, 27に, 28い, 28ろ, 28は, 29い, 29ろ, 29は, 30い, 30ろ, 30は, 30に, 30ほ, 31い, 31ろ, 32い, 32ろ, 32は, 33い, 33ろ, 33は, 33に, 34い, 34ろ, 34は, 34に, 35い, 35ろ, 35は, 35に, 36い, 36ろ, 36は, 36に, 36ほ, 36へ, 37い, 37ろ, 37は, 37に, 38い, 38ろ, 38は, 38に*, 38ほ*, 39い*, 39ろ*, 39は*, 40い*, 40ろ*, 41い*, 41ろ, 41は, 42い, 42ろ, 42は, 42に, 43い, 43ろ, 43は, 43に, 43ほ, 43へ, 43と, 43ち, 44い, 44ろ, 44は, 45い, 45ろ, 45は, 46い, 46ろ, 46は, 47い, 47ろ*, 47は*, 48い, 48ろ, 48は, 49い, 49ろ, 50い, 50ろ, 50は, 50に, 51い, 51ろ, 51は*, 51に*, 52い*, 52は*, 53い, 53ろ*, 53は*, 54い*, 54ろ*, 54は, 54に*, 55い*, 55ろ*, 55は, 55に, 55ほ, 56い*, 56ろ*, 56は*, 57い, 57ろ, 57は*, 57に, 58い, 58ろ*, 59い, 59ろ, 59は, 59に*, 59ほ*, 60い, 60ろ, 60は, 60に, 60ほ, 61い, 61ろ, 61は*, 62い, 62ろ, 62は, 62に, 62ほ*, 62へ*, 63い, 63ろ, 63は, 64い, 64ろ, 65い, 65ろ, 65は, 65に, 66い, 66ろ, 66は, 67い, 67ろ, 67は, 68い, 68ろ*, 68は, 68に*, 68ほ, 69い, 69ろ, 69は, 69に, 70い, 70ろ, 71い*, 71ろ*, 71は*, 71に*, 72い, 72ろ, 73い, 73ろ, 74い, 74ろ, 74は, 74に, 75い, 75ろ, 75は, 75に, 76い, 76ろ, 76は, 76に, 77い, 77ろ, 77は*, 77に*, 77ほ, 78い, 78ろ, 78は, 78に, 79い, 79ろ, 79は, 80い*, 80ろ, 80は, 81い, 81ろ, 81は, 82い, 82ろ, 82は, 83い, 83ろ, 83は, 83に, 84い, 84ろ, 85い, 85ろ, 86い, 86ろ, 86は, 86に, 86ほ, 87い*, 87ろ*, 87に, 88い, 88ろ, 88は, 89い, 89ろ, 90い, 91い, 91ろ, 94い, 95い, 95ろ, 95は, 96い, 96ろ, 97い, 97ろ, 98い, 98ろ, 98は, 99い, 99ろ, 99は, 100い, 100ろ, 100は, 101い*, 101ろ*, 102い*, 103い*, 103ろ, 104い, 104ろ*, 105い, 105ろ, 106い, 106に, 106ほ, 107い, 107ろ, 108い*, 108ろ, 109い*, 109ろ*, 109は, 110ろ, 110は, 110に, 111い, 111ろ, 111は, 112い, 112ろ, 112は, 113い, 113ろ, 113は, 113に*, 114い*, 114ろ, 114は, 114に, 115い, 115ろ, 115は, 116い, 116ろ, 116は, 116に, 116ほ, 117い, 117ろ, 117は,	9, 404. 99

<p>水源涵養機能維持増進森林 かん</p>	<p>伐期の延長を推進すべき森林</p>	<p>117に, 117ほ, 118い*, 118ろ, 119い*, 119ろ, 119は, 120い, 120ろ, 121い, 121ろ, 122い, 122ろ*, 123い, 123ろ, 123は, 124い, 124ろ, 124は, 125い, 125ろ, 125は*, 125に*, 126い*, 126ろ, 127い, 127ろ, 127は, 128い, 128ろ, 128は, 129い, 129ろ, 130い, 130ろ, 130は, 130に, 131い, 131ろ, 131は, 132い, 133い, 133ろ, 133は, 133に, 133ほ, 133へ, 133と, 133ち, 134い, 134ろ, 134は, 134に, 134ほ, 134へ, 135い, 135ろ, 135は, 135に, 135ほ, 135へ, 135と, 135ち, 135り, 135ぬ, 135る, 136い, 136ろ, 136は, 136に, 136ほ, 136へ, 136と, 136ち, 136り, 136ぬ, 136る, 136を, 137い, 137ろ, 137は, 137に, 137ほ, 137へ, 137と, 138い, 138ろ, 138は, 138に, 139い, 139ろ, 139は, 139に, 139ほ, 139へ, 139と, 140い, 140ろ, 140は, 140に, 141い, 141ろ, 141は, 141に, 141ほ, 141へ, 141と, 141ち, 142い, 142ろ, 142は, 142に, 142ほ, 142へ, 142と, 142ち, 143い, 143ろ, 143は, 143に, 143ほ, 143へ, 143と, 143ち, 144い, 144ろ, 144は, 144に, 144ほ, 144へ, 144と, 144ち, 145い, 145ろ, 145は, 146い, 146ろ, 146は, 146に, 146ほ, 146へ, 146と, 146ち, 146り, 146ぬ, 146る, 147い, 147ろ, 147は, 147に, 147ほ, 147へ, 147と, 148い, 148ろ, 148は, 148に, 148ほ, 148へ, 149い, 149ろ, 149は, 149に, 149ほ, 149へ, 149と, 149ち, 149り, 149ぬ, 150は, 150に, 150ほ*, 150へ, 150と, 150ち, 151い, 151ろ, 151は, 151に*, 151ほ, 151へ, 151と, 152い, 152ろ, 152は, 152に, 152ほ, 152へ, 152と, 153い, 153ろ, 153は, 153に, 153ほ, 153へ, 153と*, 153ち*, 153り*, 153ぬ, 154い*, 154ろ*, 154ほ, 154へ, 155い, 155ろ, 155は, 155に, 155ほ, 155へ, 156い, 156ろ, 156は, 156に, 157い*, 157ろ*, 157は, 157に, 157ほ, 157へ, 158い, 158ろ, 158は, 158に, 158ほ, 159い, 159ろ, 159は, 159に, 159ほ, 160い, 160ろ, 160は, 160に, 160ほ, 161い, 161ろ, 161は, 161に, 161ほ, 161へ, 162い, 162ろ, 162は, 162に, 162ほ, 163い, 163ろ, 163は, 163に, 163ほ, 163へ, 163と, 164い, 164ろ, 164は, 164に, 164ほ, 164へ, 164と, 164ち, 165い, 165ろ, 165は, 165に, 165ほ, 166い, 166ろ, 166は, 166に, 166ほ, 166へ, 166と, 167い, 167ろ, 167は, 167に, 167ほ, 167へ, 167と, 167ち, 168い, 168ろ, 168は, 168に, 168ほ, 168へ, 168と, 168ち, 169ろ*, 169は, 169に, 170ろ*, 170は, 170に, 170ほ, 170へ, 170と, 170ち, 170り, 170ぬ, 170る, 170を, 171い, 171ろ, 171は, 171に, 171ほ, 171へ, 172い, 172ろ, 172は, 172に, 172ほ, 173い, 173ろ, 173は, 173に, 173ほ, 174い, 174ろ, 174は, 175い</p>	
----------------------------	----------------------	--	--

注) *は該当小班の一部であることを示す。

【別表2】

区分	施業の方法	森林の区域	面積 (ha)
林 山地災害防止／土壤保全機能維持増進森	長伐期施業を推進すべき森林	23 に*, 23 ほ*, 38 に*, 38 ほ*, 39 い*, 39 ろ*, 39 は*, 40 い*, 40 ろ*, 41 い*, 47 ろ*, 47 は*, 51 は*, 51 に*, 52 い*, 52 ろ, 52 は*, 53 ろ*, 53 は*, 54 い*, 54 ろ*, 54 に*, 55 い*, 55 ろ*, 56 い*, 56 ろ*, 56 は*, 57 は*, 58 ろ*, 59 に*, 59 ほ*, 61 は*, 62 ほ*, 62 へ*, 68 ろ*, 68 に*, 71 い*, 71 ろ*, 71 は*, 71 に*, 77 は*, 77 に*, 80 い*, 82 に, 87 い*, 87 ろ*, 87 は, 101 い*, 101 ろ*, 102 い*, 102 ろ, 103 い*, 104 ろ*, 108 い*, 109 い*, 109 ろ*, 110 い, 113 に*, 114 い*, 118 い*, 119 い*, 122 ろ*, 125 は*, 125 に*, 126 い*, 149 ろ, 150 い, 150 ろ, 150 ほ*, 151 に*, 153 と*, 153 ち*, 153 り*, 154 い*, 154 ろ*, 154 は, 154 に, 154 と, 154 ち, 157 い*, 157 ろ*, 169 い, 169 ろ*, 170 ろ*	698.88

注) *は該当小班の一部であることを示す。

【別表3】

区分	公益的機能との重複	施業の方法	森林の区域	面積 (ha)
木材生産機能維持増進森林			97 は, 106 ろ, 106 は	50.46
	水源涵養 ^{かん}	伐期の延長	1 い, 1 ろ, 1 は, 1 に, 1 ほ, 2 い, 2 ろ, 2 は, 2 に, 3 い, 3 ろ, 3 は, 3 に, 3 ほ, 3 へ, 4 い, 4 ろ, 4 は, 4 に, 4 ほ, 5 い, 5 ろ, 5 は, 6 い, 6 ろ, 6 は, 6 に, 6 ほ, 6 へ, 6 と, 7 い, 7 ろ, 7 は, 7 に, 7 ほ, 7 へ, 7 と, 7 ち, 7 り, 7 ぬ, 8 い, 8 ろ, 9 い, 9 ろ, 9 は, 9 に, 9 ほ, 9 へ, 9 と, 9 ち, 9 り, 10 い, 10 ろ, 11 い, 11 ろ, 11 は, 11 に, 11 ほ, 11 へ, 11 と, 11 ち, 11 り, 11 ぬ, 13 い, 13 ろ, 13 は, 13 に, 13 ほ, 14 い, 14 ろ, 15 い, 15 ろ, 15 は, 15 に, 16 い, 16 ろ, 16 は, 16 に, 16 ほ, 16 へ, 17 い, 17 ろ, 17 は, 17 に, 17 ほ, 17 へ, 17 と, 17 ち, 17 り, 18 い, 18 ろ, 18 は, 19 い, 24 い, 24 ろ, 24 は, 24 に, 42 い, 42 ろ, 42 は, 42 に, 132 い	1791.28
	山地災害防止／土壤保全	長伐期施業を推進すべき森林	101 い*, 101 ろ*	33.56

注) *は該当小班の一部であることを示す。

【別表4】

区分	公益的機能との重複	施業の方法	森林の区域	面積 (ha)
に効率的な施業が可能な森林のうち特	水源涵養 ^{かん}	伐期の延長 ※人工林については、原則として、皆伐後には植栽による更新を行うこと。	1 は, 3 い, 3 に, 3 ほ, 3 へ, 4 い, 4 ろ, 4 は, 4 に, 4 ほ, 5 い, 5 ろ, 5 は, 6 い, 6 は, 6 ほ, 6 へ, 6 と, 7 い, 7 ろ, 7 は, 7 に, 7 ほ, 7 へ, 7 と, 7 ち, 7 り, 7 ぬ, 8 い, 9 い, 9 ろ, 9 は, 9 に, 9 ほ, 9 へ, 9 と, 9 り, 11 ほ, 11 へ, 11 と, 11 ち, 11 り, 11 ぬ, 13 ほ, 14 ろ, 15 い, 15 ろ, 15 に, 16 い, 16 ろ, 16 に, 17 ろ, 17 に, 17 ほ, 17 へ, 17 り, 18 い, 18 ろ, 24 ろ, 24 は	819.82

注) 制限林は除く。

第5 委託を受けて行う森林施業又は経営の実施の促進

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

当町の私有林は1ha未満の零細所有者が多く、森林所有者の高齢化が進んでいることから、自ら森林を効率的かつ適正に管理することが困難になっています。そこで、森林施業を計画的、効率的に行うため、不在村又は高齢等で森林の管理を行うことができない森林所有者と、意欲ある森林組合等林業事業体との間で森林経営計画を策定することを促進し、持続的な森林経営を推進します。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

次のことを実施し、森林経営の規模拡大を促進します。

- ① 森林組合等林業事業体、NPO法人、林業普及指導員、地域指導者等と連携を図りながら、森林経営計画による森林の施業又は管理の実施等について森林所有者へ森林整備の必要性等の情報提供を行います。
- ② 森林組合等林業事業体へは森林経営計画の作成に必要な森林情報の提供及び助言・あっせんなどを推進し、経営規模拡大を促進し、林業事業体の基盤の強化を図ります。

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

次のことに留意することとします。

- ① 森林経営の委託にあたっては、森林所有者と森林組合等林業事業体との間で森林経営委託契約を締結し、森林経営計画の作成が必要であることを森林所有者に周知すること。
- ② 森林経営委託契約の内容には、森林所有者が当該森林に係る立木の育成、森林の保護や作業路網の整備等に関する権限を委ねている事が必要になることを森林所有者に周知すること。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

(1) 森林所有者が自ら森林組合等に施業の委託を行うなどにより森林の経営管理を実行することができない場合には、森林経営管理制度の活用を図り、森林所有者から経営管理権を取得した上で、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に経営管理実施権を設定するとともに、経営管理実施権の設定が困難な森林及び当該権利を設定するまでの間の森林については、森林環境譲与税を活用しつつ、市町村森林経営管理事業を実施することにより、適切な森林の経営管理を推進する。

(2) 経営管理権集積計画又は経営管理実施権配分計画の作成に当たっては、本計画に定められた公益的機能別施業森林や木材の生産機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林等における施業の方法との整合性に留意する。

第6 森林施業の共同化の促進

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

当町には小規模森林所有者が多く、森林施業を計画的、効率的に行うためには、森林施業の共同化を図る必要があります。そのために、共同して森林経営計画を作成することを促進し、不在村森林所有者等の参画を働きかけます。また、森林経営計画の作成に当たっては、作業路網の整備、利用及び維持管理を共同して実施することを促進します。

なお、国有林の近接地では、南信森林管理署と連絡を密にし、民国連携による森林施業の共同化が効率的であれば検討します。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

① 森林経営計画の作成森林を森林計画図や GIS 等で管理することで、森林施業の共同化が有効な森林を具体的に検討し、森林所有者と森林組合等林業事業体へ森林経営計画の作成を働きかけます。

② 森林経営計画を策定した森林において、計画森林の範囲を超えて森林施業の共同化が必要な森林である場合、それぞれの計画と調整を図ります。

③ 森林経営計画を作成した森林以外で森林施業の共同化が必要な森林では、森林法第10条の11第1項に規定する施業実施協定への参加を森林所有者又は当該土地の所有者へ働きかけます。

④ 特定非営利活動法人（NPO 法人）等営利を目的としない者が、公益的機能別施業森林において間伐又は保育その他の森林施業等を計画し、施業実施協定を認可するに相当である内容である場合は、森林所有者又は当該土地の所有者に対し協定への参加促進に協力します。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

① 共同して森林経営計画を作成した者は、各年度の当初等に年次別の詳細な実施計画を作成し、代表者等による実施管理を行うこととする。また、作業路網その他の施設の維持運営は、森林経営計画者が行うよう指導を図ります。

② 共同して森林経営計画を作成した者の一人が、施業等の共同化につき遵守しないことによりその者が他の森林経営計画者に不利益を被らせることがないよう、予め個々の果たすべき責務等を明らかにするよう指導を図ります。

第7 作業路網その他の森林整備に必要な施設

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システム

林道等路網の開設については、傾斜等の自然条件、事業量等のまとまり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮し、搬出間伐の実施や多様な森林への誘導等に必要な森林施業を効果的かつ効率的に実施するため、「林道」、「林業専用道」、「森林作業道」からなる路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムに対応したものとします。

【効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準】

(単位：m/ha)

区分	作業システム	基幹路網密度			細部路網密度	路網密度
		林道	林業専用道	小計	森林作業道	
緩傾斜地 0～15° 未満	車両系	15～20	20～30	35～50	65～200	100～250
中傾斜地 15～30° 未満	車両系	15～20	10～20	25～40	50～160	75～200
	架線系				0～35	25～75
急傾斜地 30～35° 未満	車両系	15～20	0～5	15～25	45～125	60～150
	架線系				0～25	15～50
急峻地 35°～	架線系	5～15	—	5～15	—	5～15

2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域

木材生産機能維持増進森林は、路網整備等推進区域として低コスト林業を実現するために路網整備を推進します。

3 作業路網の整備

(1) 基幹路網

ア 基幹路網の作設に係る留意点

適切な規格・構造を確保した整備を図る観点から、次の規定及び指針に基づき基幹路網づくりを行うこととします。

規格・構造の根拠	備 考
林道規格	昭和 48 年 4 月 1 日 48 林野道第 107 号林野庁長官通知
林業専用道作設指針	平成 22 年 8 月 24 日 22 林整整第 602 号林野庁長官通知
長野県林業専用道作設指針	平成 23 年 4 月 15 日 23 信木第 39 号林務部長通知
長野県林内路網整備指針	平成 24 年 3 月 23 日 23 信木第 542 号林務部長通知

イ 基幹路網の整備計画

(単位 延長：m 面積：ha)

開設/ 拡張	種類	区分	位置	路線名	延長及び 箇所数	利用区域 面積	うち前半 5年分	対図 番号	備考
開設	自動車道	林道	富草	庄田山	1,000	77	○		
			和合	宮沢	1,000	252			
			和合	本谷	1,000	173			
			和合	心川	2,000	235			
			新野	西峠	1,000	79			
			新野	南峠	1,500	83			
			和合	ブナ沢	2,000	161			
			新野	高路沢	1,000	50			
				計 8 路線	10,500				
拡張 (改良)	自動車道	林道	和合	売木うつぼ	1,730(11)	1,319	○		
			新野	大久那	811(4)	207	○		
			富草	庄田山	500(10)	77	○		
			富草	門原	460(12)	121	○		
			和合	大沢	500(8)	373	○		
			新野	とうじあげ	200(4)	56	○		
			西條～和合	早稲田木曾畑	6,007(6)	364	○		
			新野	堂の沢線	100(1)	96	○		
			富草	富草中央	1,530(17)	99	○		
			新野	浅布	200(4)	163			
			南條	親田	100(2)	84			
			和合	日吉金谷	100(4)	78			
			和合	心川	1,500(10)	235			
			新野	とどめき	200(3)	82			
			南條	和知野	500(5)	42			
	計 15 路線	14,438							
拡張 (舗装)	自動車道	林道	和合	大沢	2,000	385			
			富草	庄田山	1,000	77	○		
			富草	門原	1,000	121			
			新野	南峠	2,000	83			
			和合	心川	1,000	235			
				計 5 路線	7,000				

ウ 基幹路網の維持管理

基幹路網の開設にあたっては、管理者を定め、林道台帳等を作成して管理することとします。

なお、管理者は、毎年、すべての路線の点検を実施し、写真を撮影するなどして林道台帳等に記録します。また、異常を発見した場合は、速やかに補修に努めるものとします。

(2) 細部路網

ア 細部路網の作設に係る留意点

適切な規格・構造を確保した整備を図る観点から、次の規定及び指針に基づき細部路網づくりを行うこととします。

規格・構造の根拠	備 考
森林作業道作設指針	平成 22 年 11 月 17 日 林整第 656 号 林野庁長官通知
長野県森林作業道作設指針	平成 23 年 8 月 1 日 23 森推 325 号 林務部長通知
長野県林内路網整備指針	平成 24 年 3 月 23 日 23 信木第 542 号 林務部長通知

イ 細部路網の維持管理

細部路網の開設にあたっては、管理者を定め、台帳を作成して管理することとします。

なお、管理者は、毎年、すべての路線の点検を実施し、写真を撮影するなどして台帳に記録します。また、異常を発見した場合は、速やかに補修に努めるものとします。

第8 その他

1 林業に従事する者の養成及び確保

林業に従事する者の養成及び確保については、これまで地域の森林整備を担ってきた農家林家の減少により林業従事者の確保が困難となっているため、森林組合等林業事業体を中心に進めることとします。このため、森林組合等林業事業体における雇用の安定化、他産業並みの労働条件の確保及び事業量の安定的確保、生産性の向上、従事者の養成等を総合的に促進するとともにその支援体制の整備に努めます。

また、林業が水源涵養^{かん}や土砂災害防止、地球温暖化防止にも役立つ「やりがい」のある仕事であることを地域内外へ発信し、広域圏全体として新規就業者の確保に努めます。

そのために、森林組合等林業事業体に経営方針を明確化させ、木材需要側との連携を密にしながら林業経営基盤を強化することで、雇用の安定を期するものとします。

併せて森林施業の共同化及び合理化を進めるとともに、林業経営の健全化及び安定化を目標とし、林道、作業路等の路網整備による生産コストの低減及び労働強度の低減を図ることとします。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進

森林施業は森林組合を中核とし、素材生産業者等により行われているが、林業機械の導入が遅れています。

また、林業就労者の減少及び高齢化等で、安定的な労働力確保が困難な状況であることから、生産性の向上、労働強度の軽減及び生産コストの低下を図るためには林業機械化は必要不可欠であり、傾斜地の多い地形条件や樹種等に対応した機械化の導入を推進します。

【高性能林業機械を主体とする林業機械の導入目標】

作業の種類		現状(参考)	将来
伐倒 造材 集材	町内一円	チェンソー 林内作業車 小型集材機	チェンソー ハーベスタ プロセッサ タワーヤーダ フォワーダ

3 林産物の利用促進のために必要な施設の整備

該当なし

Ⅲ 森林の保護

第1 鳥獣害の防止

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

(1) 区域の設定

鳥獣害防止森林区域を別表5に定めます。

(2) 鳥獣害の防止方法

森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図るため、対象鳥獣の被害防止に効果を有すると考えられる方法として、防護柵の設置及びその維持管理・改良、幼齢木保護具の設置、忌避剤の「剥皮防止帯の設置、わな、銃器による捕獲による鳥獣害防止対策を推進します。

2 その他

鳥獣害の防止対策の実施状況の確認については、現地調査や区域内で森林施業を行う林業事業体、森林所有者等からの情報収集により行います。

【別表5】

対象鳥獣の種類	森林の区域	面積(ha)
ニホンジカ	19、23、40～42、63～65、69、71～74、79～85、107、108、110～116、118、123、127～131、174 林班	1688.58

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護

1 森林病虫害の駆除及び予防の方法

(1) 松くい虫の被害防止

守るべき松林を中心に対策を推進し、次の措置を組み合わせながら講じます。

- ・ 伐倒駆除
- ・ 薬剤散布等の各種予防事業
- ・ 守るべき松林周辺部の樹種転換

主伐、間伐、被害地の更新等について

「松くい虫被害対策としてのアカマツ林施業指針」により実施します。

(2) カシノナガキクイムシによる被害の拡大防止

防災上あるいは景観上維持すべきナラ類があることから、防除対策等について長野県林業総合センターを中心に試験研究を進めるなど、より効果的かつ総合的な被害防除対策の推進を図ります。

(3) スギノアカネトラカミキリの被害防止

林分が閉鎖し枯れ枝が発生する前に生枝打ちを実施するとともに、間伐により健全な森林の維持に努めます。

(4) カラマツ先枯病の被害防止

苗畑での薬剤防除を徹底し、苗木の感染を予防する、造林地に罹病苗木を持ち込まない、罹病木を発見した場合は速やかに伐倒し、枝条を焼却処分するといった防除方法を進めます。

また、カラマツ先枯病は風衝地に多発することから、植栽する場合は、風当たりの強いところでは、カラマツ以外の樹種を選定します。

(5) その他の病害虫等の被害防止

その他の病害虫が発生した場合、適正な防除、駆除に努めます。また、早期発見、早期防除が最善の方法であるので、広報等の活用により普及啓発に努めます。

2 鳥獣害対策の方法(第1に掲げる事項を除く)

下表のとおり第二種特定鳥獣管理計画に基づく、各種対策を総合的に実施します。

種名	現状	対策
ニホンジカ	生息密度が高止まりしている。 自然生態系への影響が深刻化している。	①管理確保や狩猟の推進 ②更新箇所における防護柵、単木防護資材、忌避剤による被害の未然防止 ③立木の剥皮被害防止のためのネット巻等の実施 ④防護柵による自然環境被害の軽減
イノシシ	全域に分布している。 林産物(きのこ等)の被害がある。	①森林環境整備による生息域の確保と緩衝帯整備による棲み分け ②加害個体等の捕獲及び狩猟の推進

3 林野火災の予防の方法

山火事予防の啓発パレードへの参加、役場、学校等にのぼり旗、ポスター等を掲示するほか、広報、テレビ、インターネット等の各種広報媒体を通じて、地域住民への林野火災の予防を喚起します。

4 森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

森林病害虫の駆除のために火入れを実施する場合は、森林法第 21 条の規定により町長の許可を受けることとします。

項 目	内 容
火入れの許可申請の必要な範囲	森林又は森林に接近している範囲 1km 以内にある原野、山岳、荒廃地その他の土地(地域森林計画区域外も含む)
火入れの目的	ア 造林のための地ごしらえ イ 開墾準備 ウ 害虫駆除 エ 焼畑 オ 採草地の改良(森林法施行規則第 47 条第 1 項)

IV 森林の保健機能の増進

1 保健機能森林の区域

区域設定なし

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法

施業の区分		施業の方法		
		複層林施業	択伐複層林施業	特定広葉樹育成施業
植栽		主伐の実施後5年経過しても更新が図られていない場合、期待成立本数に10分の3を乗じた本数に不足する本数を植栽する。 植栽によらなければ更新困難な森林は、標準的な植栽本数を2年以内に植栽する。		
間伐		単層林である場合、Ry0.85以上の森林については、Ryが0.75以下となるよう間伐する。		
伐採	林齢	標準伐期齢以上		
	方法	伐採率70%以下の伐採	天然更新 伐採率30%以下の択伐 人工植栽 伐採率40%以下の択伐	
	立木材積	標準伐期齢における立木材積に10分の5を乗じて得た材積以上の立木材積が確保されること。	標準伐期齢における立木材積に10分の7を乗じて得た材積以上の立木材積が確保されること。	標準伐期齢における立木材積が確保されること。
		伐採材積が年間成長量(カメルタキセ式補正)に相当する材積に5を乗じて得た材積以下とする。		
		立木材積は、下層木を除いてRy0.75以上、伐採材積は、Ry0.65以下となるよう伐採する。		

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備

該当なし

V その他森林の整備に必要な事項

1 森林経営計画の作成

(1) 作成に当たり適切に計画すべき事項

ア 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の区域における主伐後の植栽

イ 公益的機能別施業森林等の森林整備

ウ 特に効率的な施業が可能な森林の区域における人工林皆伐後の植栽

エ 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及び共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

オ 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

なお、経営管理実施権が設定された森林については、森林経営計画を樹立して適切な施業を確保することが望ましいことから、経営管理実施権配分計画が公告された後、林業経営者は、当該森林について森林経営計画の作成に努めるものとします。

(2) 森林法施行規則第 33 条第 1 号ロの規定に基づく区域

該当なし

2 生活環境の整備

若者が主体となって実施している催しやイベント等を支援し、出会いや交流の場を増やします。また、未婚・晩婚化への対策を図るとともに、若者定住促進住宅等の環境整備を行い、定住化を目指し、林業従事者の確保にもつなげていきます。

3 森林整備を通じた地域振興

森林整備で発生する林地残材をボイラー燃料等に利用する取組みが行われています。資源の活用方法の1つとして有効であり、他の利用方法等についても検討していきます。

4 森林の総合利用の推進

(1) 森林の総合利用施設の整備計画

和合の丸山様周辺の森林については、森林とのふれあいの場、登山道として整備が期待されていることから、景観を維持向上するため不良木の除去とともに、遊歩道等の施設整備を進めることとします。

事業を実施するにあたっては、関係補助事業を活用し、積極的に推進することとします。

なお、森林の総合利用施設の整備目標は以下のとおりとします。

施設の種類	現状(参考)		将来	
	位置	規模	位置	規模
丸山様	和合	登山道	和合	遊歩道

5 住民参加による森林の整備

(1) 地域住民参加による取組

阿南町における里山林整備の一環として、地区に花木や施肥資材を継続し支給し、町民憲章「自然を愛し水と空気の美しい町にします。」の実現、自然の大切さとふるさとへの愛着心の定着を図ります。

また、町内の小・中学校をはじめとした青少年の心に「緑を愛し育てる心」を養い豊かな人間性を育むため、自然と触れ合えるみどりの少年団の結成を町内の小中学校に働きかけることとします。

(2) 上下流連携による取組

阿南町の河川は、天竜川の水源として重要な役割を果たしており、豊川水源基金から水源林造成のための助成措置を受けています。そこで、下流の住民団体等に対し、分収造林契約を利用した水源の森林造成に参加してもらうように積極的に働きかけます。

また、近年、天竜川下流域を中心に、森林づくりへ直接参加しようとする気運が高まっていることから、阿南町でもこのような要請に応えるため、森林づくりができる地域を確保する必要があります。そこで、下流域のボランティア団体等から森林作業実施場所についての斡旋依頼があった場合は、町として場所の選定、森林所有者等に対する説明を十分に行う等、斡旋活動に積極的に取り組むこととします。

6 森林経営管理制度に基づく事業

森林所有者の探索や意向調査を実施し、必要に応じて市町村森林経営管理事業を計画していくこととする。

計画期間内における市町村森林経営管理事業計画

区域	作業種	面積	備考
(未定)			

7 その他必要な事項

(1) 町有林の経営に関する事項

阿南町は人工林が中心となった森林を所有しており、人工林については、森林組合に保育、間伐等を委託し実施することとします。

また、阿南町の保安林のうち択伐扱いとなっているものについて、保全を必要とする場合は、公有林化を検討します。

(2) 埋蔵文化財包蔵地に関する事項

周知の埋蔵文化財包蔵地の位置図は、町教育委員会にて閲覧することができます。当該地において森林施業等を実施する場合には、町教育委員会と調整の上、関係法令に基づき適正に実施されるよう指導します。

(3) 特用林産物の振興

当町の特産品のひとつである乾しいたけは、町内全域において生産が積極的に行われていますが、いずれも個人経営で小規模であり、生産量は減少傾向にあります。今後はほだ木の安定供給、経営の共同化、合理化及び品質の向上を図り、森林組合や農協と連携して販路の拡大に努め生産振興を図ることとします。

また、近年の自然食品志向に着目し、これまで利用されなかった樹木や山菜等を地域の新たな資源として見直し、利用方法を開発することにより地域特産品として育成を図ることとします。

【計画策定の経過】

1 森林法第10条の5第6項の規定による学識経験を有する者からの意見聴取

意見聴取日	意見聴取方法	相手方
平成29年12月27日	役場会議室にて打合せ	飯伊森林組合 南部支所長 伊東和彦 和合森林組合長 村澤博光 他

2 公告・縦覧期間

(当初) 平成30年2月2日 ～ 平成30年3月3日

(第1回変更) 令和2年1月22日 ～ 令和2年2月20日

(第2回変更) 令和4年1月25日 ～ 令和4年2月24日

3 計画書作成担当者

課・係	職	氏名	備考
振興課	課長	伊藤 明	
振興課振興係	係長	南島 剛志	
振興課振興係	主事	折山 健太	
建設環境課	課長	小林 博文	
建設環境課建設林務係	係長	勝又 渉	
建設環境課建設林務係	主査	勝岡 志郎	

4 森林法第10条の12の規定に基づく長野県の協力者

所属	課・係	職	氏名	備考
南信州地域振興局	林務課普及係	担当係長	鈴木 良一	
〃	〃	主任森林経営専門技術員	三石 一彦	

5 計画の公表計画

公表の方法	時期	備考
市町村ホームページ	計画樹立後1ヶ月以内	
広報掲載	平成30年4月	

VI 参考資料

1 人口及び就業構造

(1) 年齢層別人口形態

	年次	総計			0～14歳			15～64歳			65歳以上		
		計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
実数 (人)	H17年	5,972	2,827	3,145	688	337	351	2,983	1,556	1,427	2,301	934	1,367
	H22年	5,455	2,576	2,879	578	290	288	2,696	1,402	1,294	2,180	883	1,297
	H27年	4,962	2,371	2,591	482	263	219	2,387	1,250	1,137	2,093	858	1,235
構成比 (%)	H17年	100	47	53	12	(6)	(6)	50	(26)	(24)	38	(15)	(23)
	H22年	100	47	53	10	(5)	(5)	50	(26)	(23)	40	(16)	(24)
	H27年	100	48	52	10	(5)	(5)	48	(25)	(23)	42	(17)	(25)

(出典：各年国勢調査)

(2) 産業部門別就業者数等

単位：人数（人）

	年次	総数	第1次産業				第2次産業	第3次産業	分類不能
			農業	林業	漁業	小計			
実数 (人)	H17年	2752	425	6	1	432	898	1421	1
	H22年	2452	374	39	0	413	707	1327	5
	H27年	2380	343	31	2	376	651	1344	9
構成比 (%)	H17年	100	15			15	33	52	
	H22年	100	15	2		17	29	54	
	H27年	100	15	1		16	27	57	

(出典：阿南町HP 産業大分類別就業人口、平成27年度国勢調査)

2 土地利用

(単位：ha)

	年次	総土地面積	(経営)耕地面積						草地面積	林野面積			その他面積
			計	田	畑	樹園地				計	森林	原野	
						果樹園	茶園	桑園					
実数 (ha)	27年	12,307	739	405	334					10,438	10,438		1,130

(森林以外の面積は、「ながの県勢要覧平成28年版」の地目別面積による。)

3 森林転用面積

年次	総数	工場・事業場用地	住宅・別荘用地	ゴルフ場・レジャー用地	農用地	公共用地	その他
H27年	0.56ha	ha	ha	ha	ha	0.56ha	ha
H28年	- ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
H29年	- ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha

(出典：森林計画業務報告)

4 森林資源の現況等

所有形態別

(1) 在(市町村)者・不在(市町村)者別私有林面積

	年次	私有林合計	在(市町村)者 面積	不在(市町村)者面積			不明 面積
				計	県内	県外	
実数 ha	H29年	9,581.69	5,961.78	3,469.93	2,014.71	1,455.22	149.98
構成比 (%)	H29年	100%	62%	(100%)	21 (58%)	15 (42%)	2%

(出典：平成29年度森林簿)

(2) 保有山林面積規模別林家数

面積規模	林家数				
～1ha	1,119	10.01～20ha	88	50.01～100ha	13
1.01～5ha	759	20.01～30ha	31	100.01～500ha	5
5.01～10ha	203	30.01～50ha	30	500.01ha以上	2
総数					2,250

5 計画期間内において間伐を実施する必要があると認められる森林の所在

該当なし

6 市町村における林業の位置付け

製造業の事業所数、従事者数、現金給与総額

(H26年現在)

	事業所数	従事者数(人)	現金給与総額(万円)
全製造業(A)	10	349	116.883
うち木材・木製品製造業(B)	1	2	
B/A	0%	0%	0%

(出典：全製造業については工業統計調査)

7 林産物の生産概況(南信州地域全域)

種類	素材	苗木	シイタケ	ナメコ	マツタケ	タケノコ	薪	木炭
生産量	34,554 m ³	69.5 千本	88,200kg	42,800 kg	7,900kg	9,300kg	370m ³	2,400kg
生産額 (百万円)	347.8	7.2	110	17	198	2	7	0.5

(平成28年度特用林産物生産統計調査)

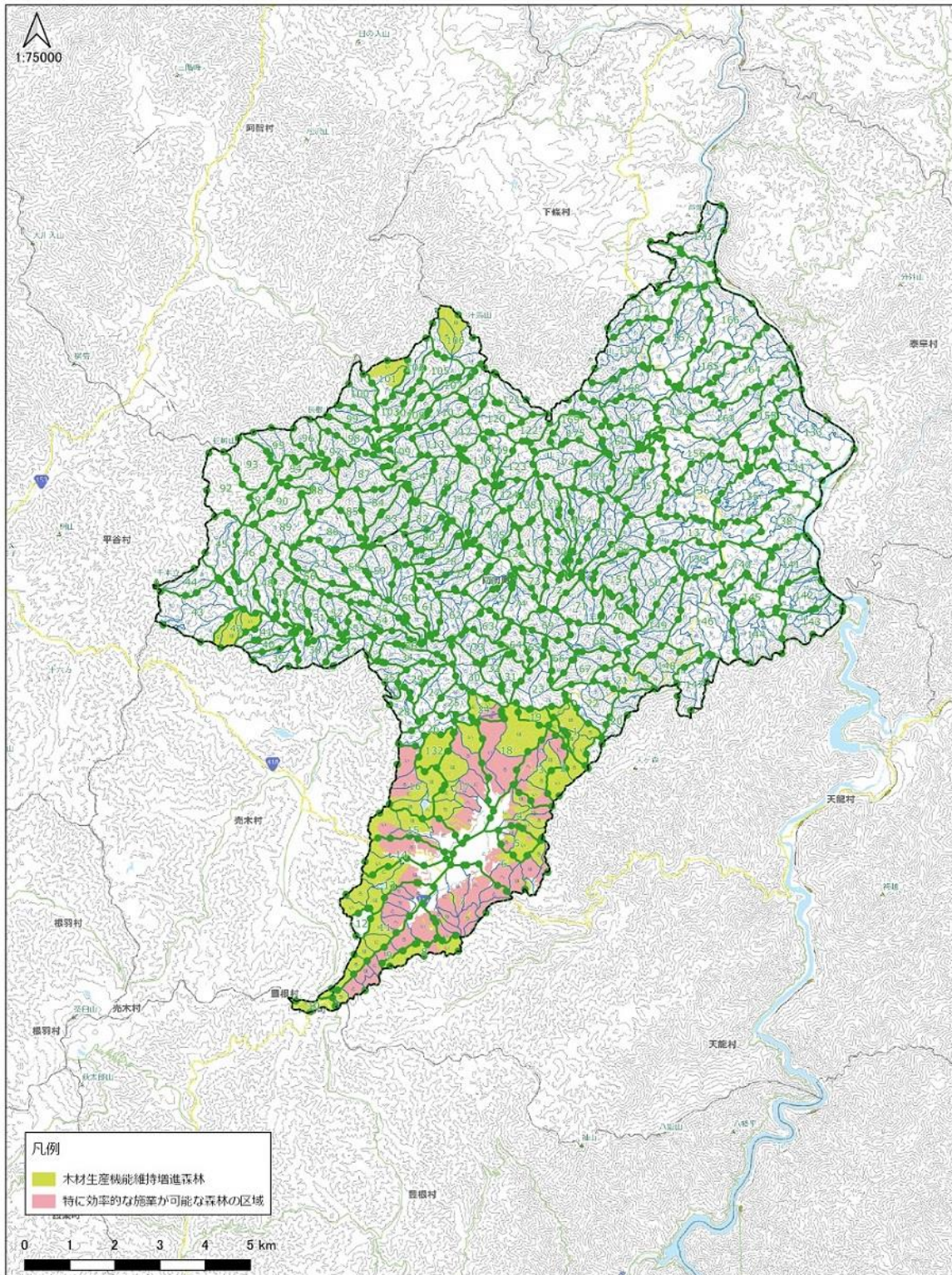
(平成28年度苗木得苗調査)

(平成28年長野県木材統計)

8 森林経営管理制度による経営管理権の設定状況

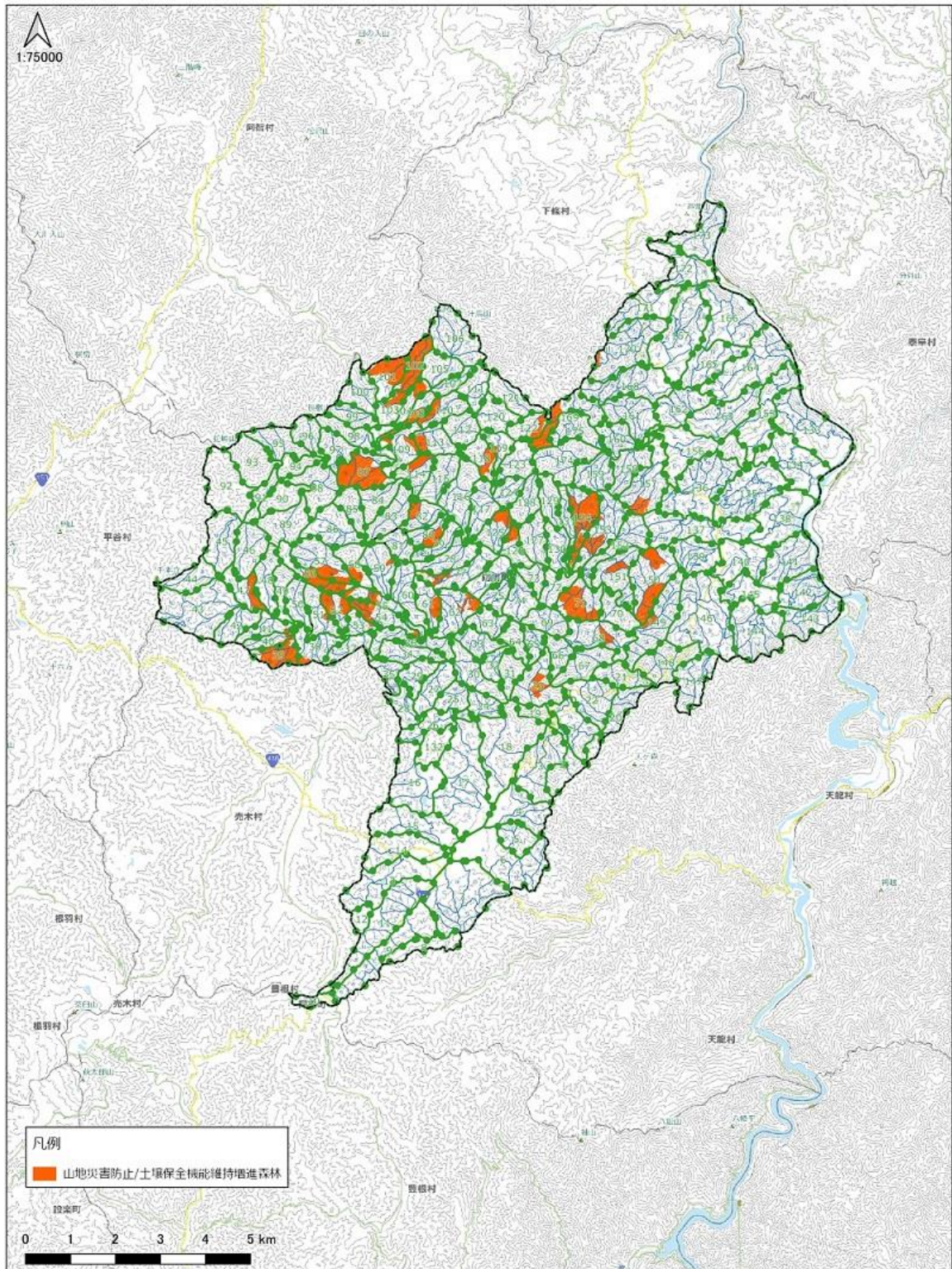
番号	所在	現況 (面積 樹種 林齢 材積等)	経営管理実施権設定の有無
	(未設定)		

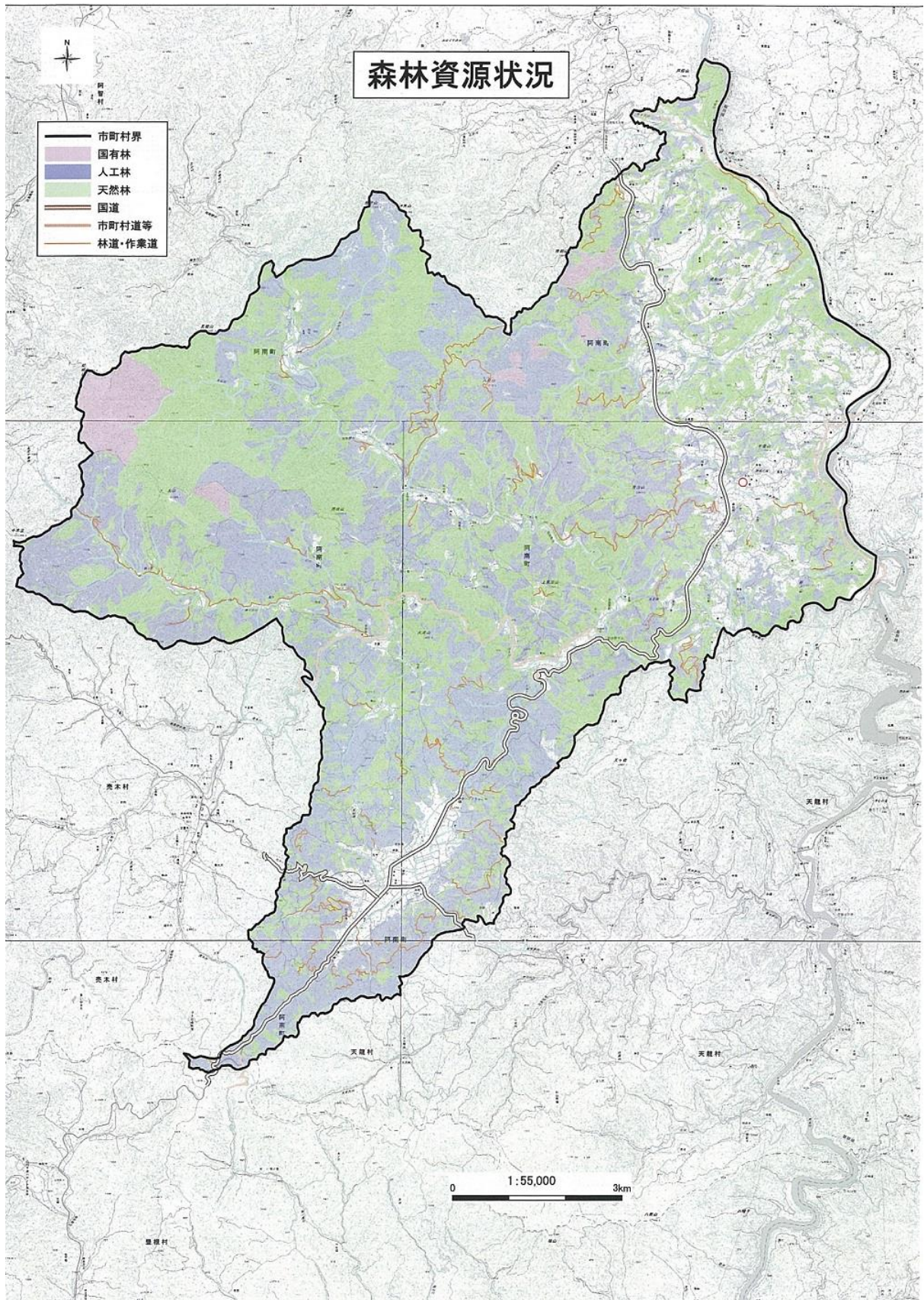
木材生産機能維持増進森林 位置図

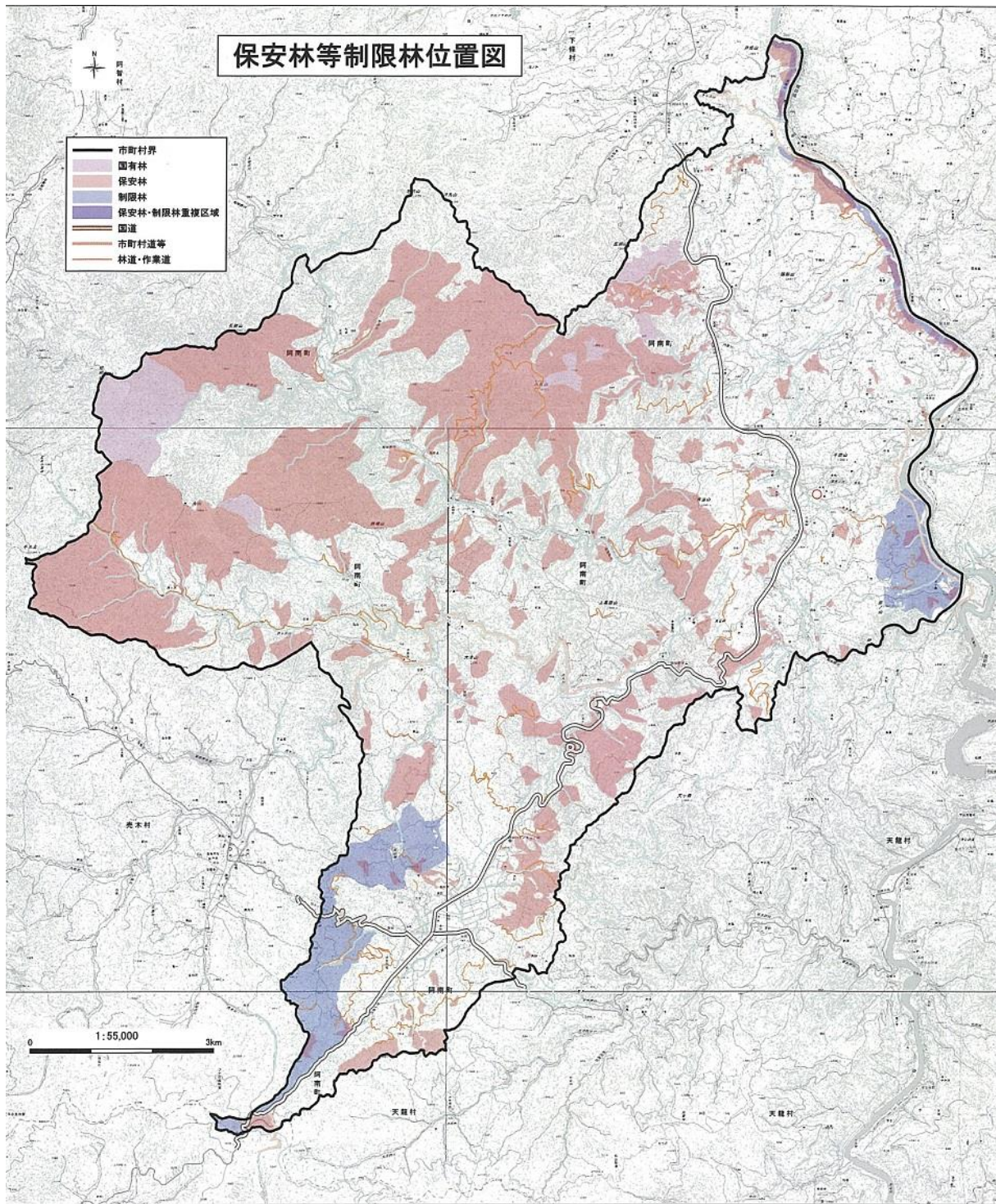


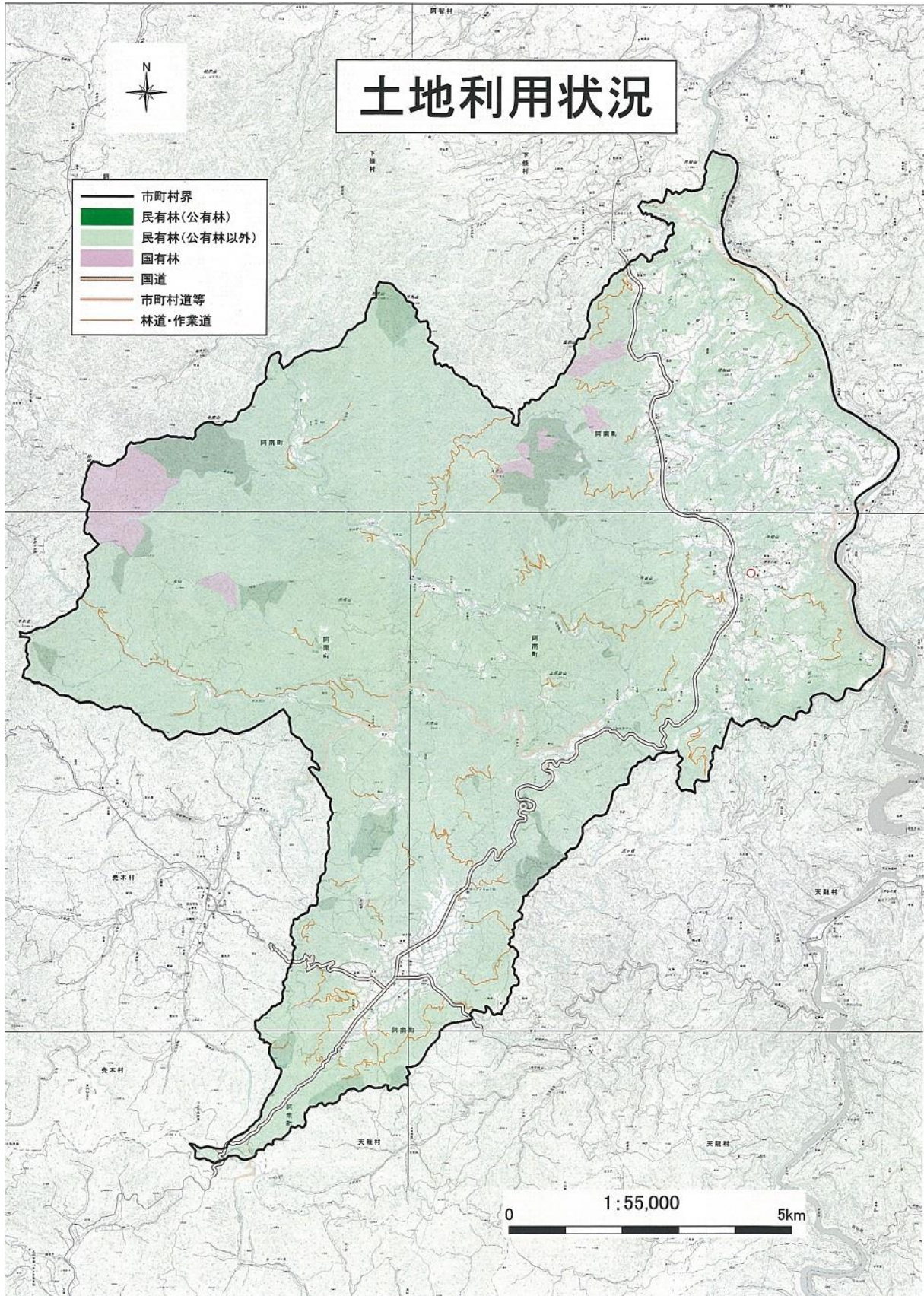
・この地図の作成に当たっては、国土院院長の承認を得て、国院発行の森林地図（国土基本情報）電子国土基本図（地名情報）及び森林地図（国土基本情報）電子国土基本図（地名情報）を使用した（承認番号 令和後、第755号）
 ・国土交通省国土院「国土総合情報（国産森林情報、ダム、河川、都市公園、都市計画緑地文化財、重要民間建築物）」をもとに展開図が加工した

山地災害防止/土壤保全機能維持増進森林 位置図

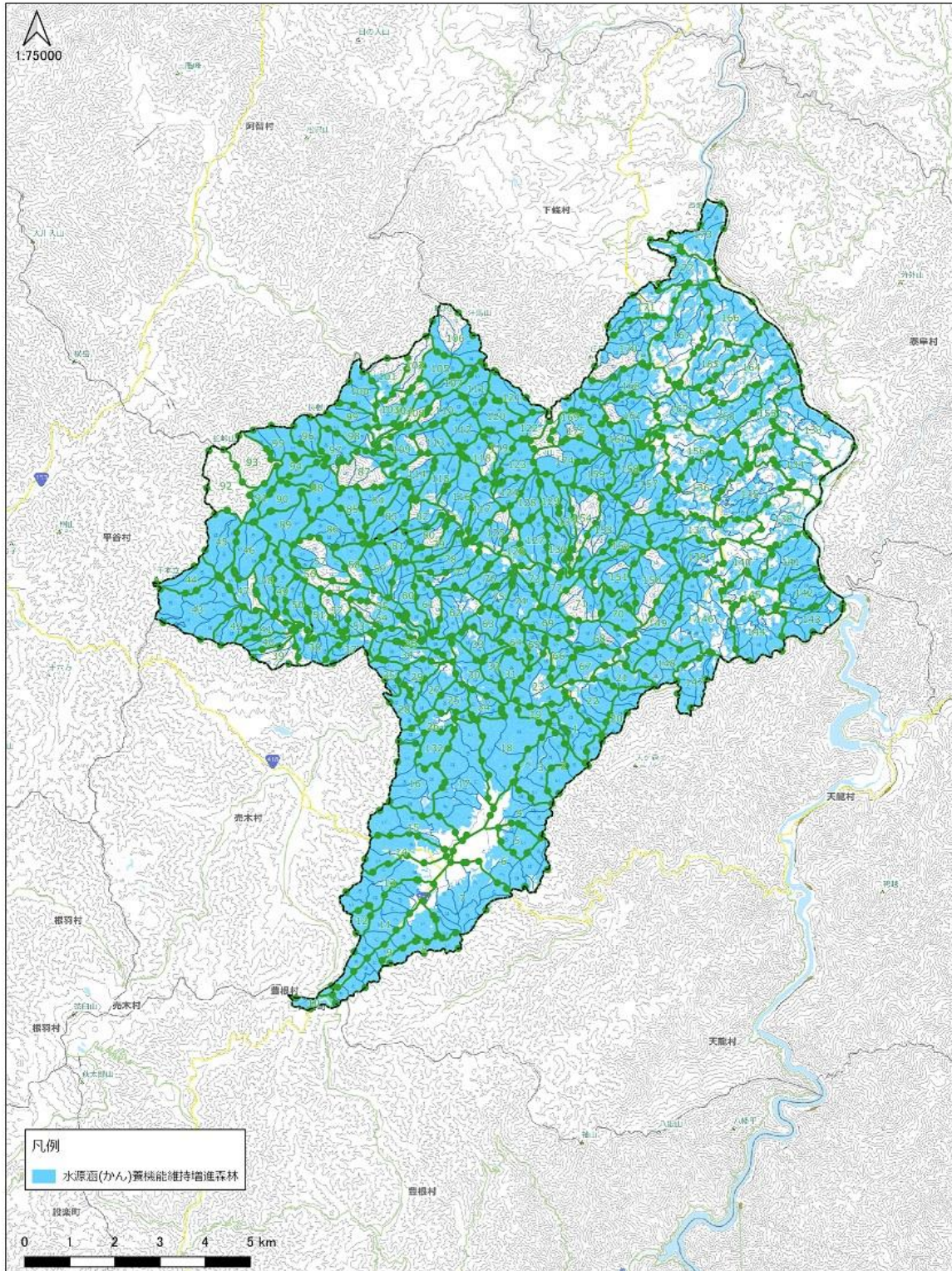








水源涵養機能維持増進森林 位置図



この地図の作成にあたっては、国土物理院の承認を得て、同院発行の標準地図（国土基本情報）電子国土基本部（地形情報）及び標準地図（国土基本情報）電子国土基本部（地名情報）を使用した。（承認番号 合同情報 第755号）
 国土交通省国土政策局「国土数値情報（高度道路時系列、ダム、河川、都市公園、普通府県指定文化財、産業廃棄物処理施設）」をもとに異野區が加工した